監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第五號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行（五月二十日發行）

目次

論說　紀律檢束と宗教教誨との關係(二)……典獄　印南於菟吉……(一)

講演　支那視察談(承前)……大書院檢事　小山松吉……(九)

統計　大正八年三月中入出監竝月末在監人員表外三表……(二七)

叢譚　時事たより……(三四)

寄書　營養問題、住宅問題……奚　川……(三七)
　司獄家の智識……秋田渡邊圓流……(三九)
　囚人治療雜感及藥劑の制限……福岡森永俊二郎……(四一)

雜纂　予は看守諸君と語る……典獄有馬四郎助……(四四)
　初夏寸言……霜　翰……(四六)
　藥籠(二)……福岡苅谷老龜……(四八)

通信　高知監獄改築落成式外一件……(五〇)

彙報　模範看守井原彌助氏其他—叙任—會報—公文……(五二)

監獄協會雜誌第參拾貳卷第五號

論說

紀律檢束と宗教教誨との關係(二)

典獄　印南於菟吉

(三)窮極轉回、入監は慥に人生悲慘の窮極である、我邦現代監獄の施設は或は下層民家に比して優りも入監は實に身體的痛苦と共に精神的痛苦である、往時自由社會に惶翔した場合を追憶して現時の衛生的設備の充實するありて人道的待遇の上に立脚せられ何等非議すべき餘地あるを認めずとする赭衣を顧みては累犯者ならざる彼に在りては一掬の涙を濺がざるを得ぬ、愛樂の家庭を離れて而も此苦辱を享くるとの念は痛切に初入者の心を陵かすに相違なお、必ずしも初犯者と謂はず累犯者と雖も變質者に非ざる限りは入監を喜ばざるは當然であつて矢張監獄は不淨の場所で厭惡の天地であらねばならぬ、地を劃して獄と爲すも人之に入るを愧づ眞に浮世の地獄である、然るに此人生悲慘

の極度を嘗め盡した所に吾人を試練すべき發奮の好機會を與へるのであつて、物窮つて道自ら通ず、窮極の所迄行詰て始めて眞の活きたる力が發揮せらるゝのが人生の本能妙趣ではあるまいか、併し また一面過度に甚だしき打擊壓迫を被むる時は爲に意氣阻喪して再び起つの餘力なきに至る。窮極の所には自ら開かるべき道の存在を必要とする八方塞りの窮極は本人をして自暴自棄に陷らしむるの弊あり。監獄は潛在性の活力を十分に發揮すべき場所であつて恰も吾人が火災に出遭ふた時と同じ心理作用を持續的に表現せしめなくてはならぬ。火急の場合は不相當の力を出して迄も荷物を運搬する。入監の災厄に遭ふた非常の場合も之と同樣に何等か人生行路の轉回を計らざる可からずとの一大勇猛心を起さしめ茲に十分の思索を凝し十分の活力を發揮するの心理上當然の結果である。精神耗弱者に非ざる限りは斯く一樣に見ても差支あるまぬ、併し耗弱者累犯者等に就ても特別に個性に應じて研究すべき問題ではあるが予の茲に普遍的に監獄の機能に關し論ずべき事柄と一向矛盾はして居らぬ。予は此意味に於て現に今日歐米各國の大多數が採用せらるゝ自奮自覺の思想を根抵とする階級制度は最も理想に近き獄制と認めざるを得ぬ。該制の缺點とする所徒に僞善を養成するの結果を招致すとは外著の屢々唱ふる所なるも之は畢竟階級制度の運用其宜きを得ざるに歸因すと謂ふべきであつて今日獄制として何れの制を採るとするも絕對理想の制なく何れにか一長一短あるを免かれず結局制度如何の問題は最早主要の點でなく運用者の頭に懸る問題に過ぎざるは言を俟たざる所なるも而も尙予は階級制の比較良制たるを失はざるを茲に斷言せんと欲す。

他力眞宗の信仰も亦之と同樣に徹頭徹尾窮極轉回の意義を發現したるものである、第一信仰は人生逆境の緣に依て結ひ易ひ、不幸にして順境に在る者は態々身を逆境に處して迄之を希求する、卽ち窮極に際する轉換策を求めんとするのである、此意味から言へば入監の幸福と謂ふことが出來る、痛切に信を希求するの感念は逆境に在てこそ發揚することが出來るので既に一念發起して佛智無邊の他力に縋り光明を茲に認むれば未來觀に於て安心決定を得たるを歡び更に顧て現世觀に於て佛恩報謝の念よりして日常の行爲を安怡に營む事が出來る、此の報恩の念より轉回して來る行動が値打のあるもので自然に規矩準繩の外に出でざるものである是をこそ信ある者の行爲と謂ふべけれ、自ら善行を爲さむとて行ふに非ず惡行を避けむとて企つるにも非ず眞心の發露自ら然らしむるのみ、宗教教誨の要は此機徹の存する所を看察して先づ入監當初、本人の心的狀態の一大頓挫あるに乘じて驀然に信仰問題を提供し熱烈に之を希求するの念を喚發すべきである、何の邪念もなく唯一向に如來を賴み參らせむとの信念さへあらば日常行爲の善惡是非問題は自らにして釋明せらるべきである。信の一念は混濁せる心をして明晃々たる珠玉たらしむ萬事に處して透徹些個の陰翳をも留めない、何ぞ況や此場合僞善を裝ふの餘地あらむや既に本質に於て醇化せり區々たる外相に於て是非を論議すべき小問題すらも起り得ざるなり、此點に於て予は眞宗信仰の經路の上に大に外教と異る點あるを覺ゆるなり彼に在ては一階より二階三階と漸次に信仰的生活に上昇せしむるの氣分あるも此に在ては逆に先づ第一に單刀直入信仰を求めしめんとするの差あるに似たり、非か、故に外教の下に在て

は或は僞善を裝ふ者生し易しと雖も此に在ては僞善者を生ずるの餘地なし、所謂彼は入るに易く得るに難く此は入るに難く得るに易しと謂ふべき歟。他力眞宗の信仰を目して一途に未來後生の極樂參りとのみ解するは極めて淺見たるを免かれぬ、固より信仰は未來觀に根抵を置く者とは謂へ更に現世の行動に發露影響する所あるべき點に卽ち信の偉大なる力を認識することが出來る、既に一旦安心決定を得れば茲に更に轉回して日常の行動は我利我執を離れ何の心配もなく只管佛恩報謝の爲に永へて其生を樂むのである、命のあらむ限り營々刻苦するは是れ一に報恩の爲めである煩惱具足の凡夫、時に邪念の起らざるに非ずと雖も稱名念佛と共に直に自己の恐るべき罪業に內省の機會を與へしめられ如何に罪深き自身なるかに驚かされ戰慄の情を催ふし諸惡莫作衆善奉行の結果に至るので茲に於てか始て彼は信仰的生活に入りて其生を救はれたる者と謂ふべきである。

又敎誨師の側より謂ふも信仰問題は其機緣の熟したる時に迫んで之を提供するに在るので在監中時を選ばず之を說示するが如きは却て惡感を懷かしむるの因たることがある、彼の悲境孤獨の境遇に立ち追想の念熾盛なる時に臨むで之を說くは可なるも總囚敎誨の席上人耳に慣熟せざる佛語を援用して以て信仰問題の機徵に觸れしめんとするが如き予は之を採らず、思ふに內心深く信を藏するの敎誨師は斯る場合に處しては更に之を世俗に轉回應用して諄々訓諭を垂れ必ずや彼等を傾聽せしむるに足る話題を提ふることが出來やう、卽ち俗諦門より出でゝ一層の光彩を添へ權威ある說示として深く腦裡に刻まるゝのである、一旦信を獲たる敎誨師の言はよしや其言議信仰問題に觸

ざる世俗の些事と雖も其人の唇より迸出せる一言一句は孰れも金玉と成て適切に彼の肺腑を貫くものである斯樣に敎誨師の側に於ても亦茲に轉回の事相が見得らるる。

予は茲に於て更に附言として敎誨師の注意すべき要點二三の鄙見を開陳せしめられんことを請ふ。

一、說話の機會及材料、說話の材料機會は常に監獄管理の方針に從ひ之を提供するの注意が必要で例へば獨居房、夜間獨房、雜居房の各期に於て各々其話題を異にし若くは拘禁種類の性質其在監期の長短、將又個性に應じて夫々別種の話題を採るを要すべきは勿論であるが、如何なる場合に如何なる話題を以てすべきやは多年の經驗に徵して知るべきである、囚人の孤獨にして壓抑悲痛を感する際にはヒステリーを豫防する一手段としても快活多辯に彼を慰むる所あるべく彼より進んで官吏の非行を訴ふる時は默する所あるべく要するに默すべき時と多辯なる時とを能く辨別し必要に應じて機宜の手段を採らなくてはならぬ、又時には個人に應じ才能試驗を試みることあるべく凡そ如何なる才能を有し如何なる才能程度に在るや等は最も復雜なる且興味ある問題にして將來恐くは監獄管理の根抵は茲に築造さるべき運命を有する者と信ずる、其他監內一般に通せる精神的空氣は如何なる方向に漂へるかも常に銳敏なる眼光を以て看察する所あらねばならぬ監內の騷擾不平事件其多くは三四の囚人先づ之を唱道するを常とす、一葦の動くは風の方向を示す諺の如く之が風位を察して適當の鎭火劑を投ずるの用意あるべし、是れ實に敎誨師の任務の紀律に重大の貢獻を寄與するものと謂ふべきである。

二、敎誨師の自戒節制、敎誨師は看守に對しても相當尊重の念を拂ひ他人の職務に對し苟も侵犯侮辱を與ふるが如き行動は嚴に之を戒めなくてはならぬ、官紀は自己先づ嚴守して僚友若くは囚人に其好模範を與ふるの心掛あれ、生きたる感化は千百の口舌に優れり、私行の上に於て幾分なりとも非議を挾むべき餘地あるときは爲に感化上大なる支障あるを免かれぬ、囚人の陳述請願に對しては明快に說示して彼等を納得せしめ決して暗示諷刺又は擧動を以て示してはならぬ、固より敎誨師の任務は囚人を保護するに在るも官權に反抗して常に囚人の側に立つ者なりとの擧動及言語は愼まねばならぬ此恐るべき破目に陷りたりとせば默して何等の言を發せざるべし囚人は各種の誘惑手段を以て敎誨師の意中を忖度せむことを計るを常とせり、此場合に處するの策としては適宜の老練手段を採るより他に途なし而して之が眞相を知りたる後に迫んでは明快なる手段を採ることに吝ならざれ。

三、機械油の働、在ボストンの州獄敎誨師たる有名のバーンス氏は曾て敎誨師の任務を說て機械油の如き者であると評したが如何にも其通りで茲に入る總ての囚人に對し油を差し滑かにして出監せしむるのが重大の任務である、其入監の原因の孰れにあるにせよ總てが深い痛手を負ふて居る、或は單に入監の不幸に依て沈鬱となる者あり或は將來如何に處置して可なるやに思を搔き亂す者あり或は此爲めに朋友親屬と疎遠になる者あり或は斯る劇變に驚て精神も顚倒せむ計りに悲哀の衝動を起す者あり、何れも助けなき孤獨の境遇、傷きたる深手に惱まされたる者之に懇切純潔なる同情の油

を濺ぎ將來踐むべき道を指示して誤ることなからしむるは專ら敎誨師の任務で何と之に優る高尙愉快の職務は他に於て殆ど無いであらう、唯出獄後彼等をして能く社會に結合せしむるに當ては單に同情計りでは行けぬ能く囚人の缺點を正當に知得して之に相當する保護方法を與へなくてはならぬ、僞善不信假面總ての隱れたる方面に迄透徹したる眼光を以て內心を洞觀して正當の進路を示すのは頗る困難の仕事ではあるが又愉快も之に伴ふ者である。

四、先づ自己の立場を知る所あれ、敎誨師は典獄看守長にも非ず又看守授業手にも非ざるなり、謂ふ迄もなく敎誨師の任務とする所は囚人に對し新なる感激を與へ新なる目的を懇諭示敎し善良なる印象を深く彼の腦裡に刻せしめて新生活に入るべき準備輔導を與ふるに在るので自己は如來の使者として能き意味に於ける代辯として立脚するの權威と力とを要する、此高尙なる職務をして往々自ら卑ふしつゝあるの傾は之を慨せざるを得ぬ、俗物と交ても內心侵し難き尊嚴を保持しなくてはならぬ併し尊嚴と驕慢とは別問題たることを注意して貰いたい、殊に予一個の鄙見を赤裸々に表白すれば敎誨師が職務として假出獄賞表改悛の有無等に干與して彼此嘴を容れるのは如何な者であらうか、執務上改悛の狀の判定は多くは敎誨師の提言に係るので而も一回二回の面接に依て早速之を看破して有無の判定を下すの明敏に至ては實に驚かざるを得ぬ、賞表假出獄等も敎誨師は其素地を作るのみであつて之が執行上に就ての意見は宜く當局に一任せしむべきである。輕々に意見を發表し或は判定して過誤を生ずるが如きは結局敎誨師の威信にも影響する所あるを免かれぬ、末通りたる

善惡は獨り如來の知ろし召す所なり。

終に臨み看守諸子に一言せざるを得ぬ、看守の職責に在る者は宗教の如何に囚人に感孚するやの方面を顧みなくてはならぬ、之が爲に自身先づ宗教の本義に通ずるを要する、啻に職務執行上のみとは謂はず人格修練の上に於ても亦無論である、宜く善知識に就て聽くを要すべく又之を知りたりとて決して猥に口外すべからず、深く汝の內心に藏せよ殊に囚人の前に於て彼此論議するは以ての外と心得べし。

信仰は人の爲ならず己れの爲めなり、唯信鈔卷末に聖覺上人の曰く『今生夢の中の契をしるべとして來世の覺りの前の緣を結ばむと也。

我遲るれば人に導かれ我先だゝば人を導かむ、生々に善友となりて互に佛道を修めしめ世には知識として俱に迷執を斷たむ』と移して以て諸子に示す、意あらば善知識に就て問ふ所あれ。

講演

支那視察談（承前）

大審院檢事　小山松吉君

以上の御話に依つて支那人がどういふ性質を持つて居るといふことは大概御分りだらうと思ひますが、要するに支那人の國民性として斯うだといふことは斷言出來ませぬが、日本人と比較して此位の違ひがあるのだといふことは是で御分りにならうと思ひます。

もう一つ簡單に申上げて置きたいのは支那では失張り家族制度が行はれて居ることであります、是が支那研究者の間にやかましい研究問題になつて居ります、個人主義の發達して居るといふ所に家族制度が昔から發達して居る、周の時代に其の制度が極りまして今日まで長子相續でやつて居ります、兄弟三人居りますと、三人の夫婦が子供等と共に同じ家の中に一緒に暮して居る、是は裏面に立入りますれば色々な弊害があるやうであります、家族間の道德はどういふことを道德の標準にして居るかといふと、能く父母に事へるといふこと、神を敬するといふこと、御祭を愼んで行ふこと、此三つは矢

張り今日でも力めて行ふことになつて居りましてそれから家庭に於て殊に我々が異樣に感じますのは、父母に孝を盡すといふことは支那人の最も力むべき事になつて居りますが、父母に孝を盡したことを人に知らしめる方法が行屆いて居ることであります、例へば親が死にました際に親に對して充分に手を盡したといふ方法としては人蔘を飲ませるといふことであります、此人蔘を飲んでも死んだならば孝子としても最早諦めなければならぬといふことになつて居る、それが實際人蔘を飲ませないでも、人蔘を煎じる土瓶を人より借りて來て枕許に置く、そして人に見せる斯ういふことが支那人の長じて居る所であります、夫が死にますと妻が何日間は墓場に行つて號泣する、是は人が通る時丈け聲を放つて泣て居つて、人の通らない時は默つて居るといふ話であります、それから天津に永く居ります或支那通の日本人某の話に、亭主が死んで後に財産があると親族が寄つて群つて其妻君に殉死をさせる、夫が死んで悲みに耐へぬ、私も死にたいといふと、それが宜い〳〵早く死ねといふので、水瓶の中に突込んで仕舞つて、是は節婦であるといふことに申立てる、さうすると北京政府から節婦であるといふて表彰するといふことであります、それですつかり支那では家族制度があると云ひますものゝ、今申した如く大家族である爲めに戶主が死にますと相續爭ひの起ることは必然であります、有名な盛宣懷の家などは同人の死後一億か二億の資產があつて、今日でも相續爭が落着せぬそうであります、さういふ次第でありますから支那の家族制度は外形のみの家族制度であるといふことが言へやうと思ふ。

第貳司法制度

是から支那に於ける司法制度の大要をちよつと申上げます、支那の當局者は日本と同じやうに條約を改正しまして法權を回復しやうといふことに熱中し、宣統二年に法院編制法(日本の裁判所構成法)を拵へました、それで立派に裁判所構成法が一旦は出來たのであります、此組織に依りますと最高法衙は大理院(日本の大審院)といふのでありまして、其次の日本の控訴院に當るのが高等審判廳、之を各省に一つ置く、其下に地方審判廳、其下に初級審判廳(區裁判所)斯ういふものを置く積りで着々實行致しましたが、さういふ風に西洋風の立派な立憲的裁判所といふものを支那全國に置かうとしますると、控訴院丈けでも、特別行政區域がありますから二十六地方裁判所も少くも五六十置かなければならぬ、區裁判所の數になりますと九百位置かなければならぬ。故に經費の上に差支へましたのと人材が徹い、さういふ新しい知識を持つた判檢事が得られないので、結局又改正を致しまして、後には初級の審判廳といふ區裁判所に相當するものを全部廢しまして民國三年、(日本の大正三年)區裁判所の事務は其土地の縣知事が之を兼務するといふことに致した、それですから今日では法院編制法に依りますると、地方審判廳といふが第一の下級裁判所でありまして、其次が高等審判廳、其次が大理院といふことになります、判事のことは彼地では推事と申します、一旦判事といふ職名を使つて居りましたが愈々法院制度が極る時代には判事を推事と云ひ、檢事を檢察官ともいひ書記を錄事と云ひましたが、後に書記官とも云つて居ります、所に依つて多少違ひます、地方審判廳の事件に對しては高等審

判廳が控訴を受け大理院が上告を受けます、大理院は一審にして終審の裁判をすることがある國事犯の場合とか大總統に關する罪のやうなものは大理院が一審の裁判をすることに極めてあります、檢事局の方はどうなつて居るかと申しますと、之を檢察廳と申しますし矢張り地方裁判所檢事局に當る所に地方檢察廳を置き、それから控訴院檢事局に當る處に高等檢察廳を置いてあります、大理院の檢察廳は總檢察廳と云つて居ります、今日では高等審判廳の數が二十二あります、それから地方審判廳の數が三十八、其他色々ありまして、其位の數で兎に角新しい制度を實行しつゝありますが、適材の微いのには實際困つて居るらしい、縣知事が司法事務を執る事は先刻申上げましたが縣知事は普通の試驗及第者より採用せられて居りますが、讀書人たる者は法律事務に精通するといふ譯には行きませぬから、別に承審員といふものを置きまして是が實際裁判をして居ります、其の裁判事務は高等審判廳長が監督致しまして、控訴上告も普通裁判所の通りに出來ます、若し又控訴をせずして確定致しました事件は、卽ち三年以上五年未滿の事件、罰金五百圓以上の言渡をしまして、上訴せずして確定しますと、其判決書を作つて高等審判廳に送つて貰ふ、それが法律の適用、事實の認定が違へば、確定した裁判に付て又やり直しをするといふ便法を設けて居ります、是に依つて縣知事の裁判の間違を豫防するといふことが出來ます。

それから支那の司法省の事を申します、支那で司法省と云はずに司法部と云つて居る、是は省といふのが本當であります、昔のことを調査して見ますと、廣東省とか江蘇省とか云ふ省は行省といふの

ださうで、中央に省があつて、外に廣東省福建省といふやうな所に總督がある、是れ卽ち中央の省の出張所の樣なものであります此部といふのは省の中の一部を云ふのであります、それが段々變遷しました、周禮にあります所の天、地、春、夏、秋、冬の官衙が段々變化して來まして、遂に今日では省と云ふべき所を部と云つて仕舞ひ、却て京師以外に省が澤山あるやうな譯になつたのであります、此司法省は清國時代には刑部と云つて居つた、それが後司法部に變りました、民國元年に出來ました司法部の官制に依りますと、司法部は大臣たる總長一人、それから次長一人(日本の次官に當る)それから局長のことを司長といひます、それが三人、民事司長、刑事司長、監獄司長と斯う三つになつて居ります、それから參事卽ち參事官四人、秘事卽ち秘書官が四人、檢事卽ち書記官が十九人、主事が六十人、技正が一人、技士が二人、司法省は是丈けで組織されて居りまして、仕事は民事、刑事、非訟事件戶籍登記それから監獄出獄人保護の事務其他を取扱ふことになつて居ります。

支那では辯護士を律師と申します、民國元年に中華民國の二十歲以上の者にして法律試驗及第者等を採用することになりまして、律師公會(日本の辯護士會に當る)を各地方審判廳所在地に據へてありまして、矢張り其土地の地方檢察長の監督を受くることになつて居ります、併しなか〳〵取締が嚴重でありまして、民國五年の現在に依りますと現在員が千四百人居りましたが、規則は日本と少し違つて寧ろ良く出來て居るやうに思ひますのは、初めに支那では辯護士は何處でも其職務を執行することが出來たのでありますが、今日では北京と直隸とを除いては自分が登錄を得た所の高等審判廳の管轄

外に出て仕事をすることが出來ないやうになつて居ります、日本のやうに東京の辯護士が北海道九州に行つても仕事をする爲め東京の事件が延びるやうなことを避けることが出來るやうになつて居ります。

是より支那に於ける外國裁判所のことを簡單に申して置きます、支那には外國裁判所といふものがあつて、各國の領事が自國人の裁判をして居るのみでなく、英吉利と亞米利加は自分の國の本當の裁判事が出張して居つて正式の裁判所を拵へて居ります、それは英吉利は千八百六十五年から高等法院を設けまして、其高等法院が控訴を受けてやることもあり、自分自ら一審をやる場合もありますが、正式の裁判をして居る、亞米利加は千九百七年に開廳をしまして本當の裁判所を持つて居ります是など は近い例で、亞米利加が上海に裁判所を持つて居るといふことは私共が支那に行くまで知らぬ位で、能く整頓して事務を執つて居ります、其外に佛蘭西獨逸とか、日本、露西亞などは領事が裁判をして居る丈けで、斯ういふ組織の裁判官が行つて裁判をして居る所は英米の外にありませんもう一つ變つて居りますのは、會審衙門でありまして支那人が被告でありますと英國若くは日本の領事が支那の司法官と立會つて立會裁判をして居ることであります、是は初は管轄が種々になつて居りましたけれども今日では支那人が被告であるならば民事刑事を問はず外國人が一人若くは二人出て支那の司法官と共同して總ての裁判をして居ります、唯死刑の言渡丈けは出來ないといふことになつて居ります、以上支那に於ける司法制度の大體を終りました。

第參監獄

是から監獄の方に移ります、監獄の改正も矢張り只今申しました司法の改良と同じやうな法權回復をする爲めに急いでやつたのであります、形に現はれたのは民國二年に司法總長から新監獄建築の方法を定めまして、監獄說明書第十二項を配附し、監獄建築法三十二項を頒布しまして監獄の建築を奬勵したのであります、又同年二月監獄改良辨法と稱する八箇條の規則を拵へまして、是に依つて監獄改良の方法を逼く行はふとしたのであります、其監獄改良辨法の要旨といふのは、今日では珍しくありませぬが、ちよつと讀んで見ますと、(一)は各舊監獄には專ら既決囚人を收容すべし但看守所（未決監）の設備なき地方に於ては刑事被告人を隔離し收禁することを得、(二)は各舊監獄は雜居房の外に分房を設くべし、(三)は各監獄の雜居房にして各區劃なきものは狀況を斟酌して離隔を行ふべし、(四)は舊監獄は收容人員の多寡に應じ相當の工場を設くべし、(五)は各舊監獄には病室を設くべし、(六)は各舊監獄は大抵空氣不潔にして光線足らず土地低濕なるを以て之が改良を行ふべし、(七)は刑事被告人を各舊監獄に收容する時は看守所暫行規則に據りて取扱ふべし、(八)は監獄を管理する各職員は監獄内に輪番宿直して事務を視るべし、斯ういふ個條に依つて舊監獄の改良に着手することになり。又各省には模範監獄といふものを一つ宛設くることになりまして、北京に一つ、奉天に一つ、其他南京に一つといふやうな風に模範監獄といふものを新築しました、初め模範といふ名を附けて居るのは少し異樣に感じましたが、是れは各省内の模範として各省に一つ宛第一に新築しまして、それに

基いて徐々に監獄を拵へて行かうといふので模範監獄といふ名を附けたのであります、監獄は司法部の監督に屬して居りますけれども、實際は各省では日本の控訴院檢事長に當る高等檢察長が司法大臣の委任に依り監獄を監督することになつて居りますそれですから私共が見に行きますと檢事長が必ずついて來る、今日では大分監獄の新築が出來ました、此新築といふのも要するに日本の以前の監獄の圖面を持つて行つて之に模倣したので、餘り斬新なやり方ではありませぬ、日本が初め監獄改良に着手した時に建築した方法に倣つて行つたのは當然のことであらうと思ひます、今日までの新築監は二十七ありまして、北京に三つ、直隸省に二つ奉天省の中に四つ吉林省に一つ、山東省に二つ、山西省に二つ、江蘇省に三つ、江西省に二つ福建省に一つ、浙江省に一つ、湖北省に一つ、四川、廣西、雲南、熱河に、孰れも一つ、今著手して出來上らないのが四十一ありますが、是等の監獄の中で奉天の九百三十人を收容するのが一番大きい、あとは六百人から四百人位收容するのであります。

私は裁判事務を視る傍ら監獄を行つて觀ましたが場所は八個所でありまして、卽ち北京と奉天と營口と濟南（チーナン）、武昌、南京、杭州、廣東（天津は洪水の爲めに、洪水は引いて居りましたが混雜して居るから見て呉れるなと言ひましたから、無理に見るのも氣の毒でありますから見ませぬでした）でありますす時間が許しませぬから、詳しい御話は出來ませぬが、著しい事柄丈けの御話をして見やうと思ひます、第一に見ましたのは奉天の監獄是は瀋陽監獄といふ、（支那では陽の字の意味を二通りに使つて居る、山から南のときは日本流に陽といふ字を南と讀むも、水の時は反對になる奉天は瀋水の北にある

から奉天を瀋陽といふのであります）收容人員が九百三十人でありますけれでも、實際は三百八十五人食費自辨の解決四二十餘名になりました雜居房が二棟になつて居りまして是が放線形の監房であります、可なり古い建物ですが、支那流の煉瓦を燒かないで乾かして積上げたものであります、一通り見た所では別にさう變つたことはありませぬ、工場其他も先づ日本の形を其儘模倣したように見ました、戒護の方法なり、衞生の設備も奉天のは能く出來て居ります、兎に角著しく我々が眼を惹きましたのは醬油釀造の盛んなることであります監獄内の廣い空地に醬油の瓶が澤山列べてある、（支那の醬油は瓶の儘で拵へるのですが、至つて簡單です、）どの位出來るかといふと、一年に十一萬圓程のものが出來る、純益が一萬圓あるさうです、餘程利益があるのですから、是は經費の上でも奬勵してやつて居るものと見える、監獄は概して中が濕つて居りまして寒さうに見えますけれども、支那人は厚い綿の着物を着て居りますから、それ程にないか知りませぬ、唯我々の思つた程不潔ではなかつた、或人は奉天の監獄では囚人が毎日工場から歸つて來ると工錢を渡すといふ話をして居りました、どういふ譯かといふと、支那人は働いたら直ぐ金を渡さなければ承知せぬからであると云ふから監獄では必要はあるまいと言ひましたが、さうしなければ監獄内の平和が保てないといふことを申しました依て案内をした奉天の檢事正に問ひましたら、そんなことはない計算は毎日するけれども金は渡してないと云つて否認して居りました。奉天の監獄で著しいことがありましたのは、私が行きます二三ヶ月前ですが、或囚人が、是は所謂馬賊ですが、看守の劍を取つて斬付けて大騷動が起りました、監獄の外

に奉天城の城壁がありますが、軍隊が來て城壁上に機關銃を据へ監獄に銃丸を打込んでやう〳〵鎭めることが出來たといふ大騷動があつた、そんなことは私共に申しませぬでしたが、後で聞いて見ると新聞にも出て居て大騷動であつたといふことです、それが爲めに典獄（日本にも來た人ですが）懲戒處分をされることになりまして、當時出勤して居りませぬでした。

其次に最も整頓して居ります監獄は濟南の監獄であります歷城監獄と云ひますが、其監獄に行つて驚きましたのは實に清潔なことであります、日本の監獄も大分見ましたけれども、あの位綺麗な所は澤山なからうと感じました、監房も綺麗になつて居りますし、工場も整頓して居る、運動場には丁度北京の近傍に萬壽山といふ公園がありますが、それを型取つたのではないかと思ふやうな小き庭が出來て居つて其處を散步されるやうになつて居る、分房を見ましたが、分房も相應の數がありました、其中の八つといふものが非常に綺麗なもので、寢臺は竹で出來て居りますが、先づ普通の中等のホテルの寢臺位の綺麗さでありますどうして斯ういふ寢臺を置くかといふと、素と獨逸人を入れる爲めに設備したのだといふことであります、次に行きますと普通のホテルにあります所の理髮室位の理髮所がありまして、椅子は腰掛けますと後ろに倒れるやうな立派な革椅子が置てあり、其傍に風呂場がある、其風呂場なども立派なものです、詰り是は外國人が這入るのです、殊に最も畏れて居る所の獨逸人が這入る爲めに設備したのだといふことを案內した檢事長が話して居りました、丁度私が行きましたのは夕刻でありましたが、若い幼年の囚人の唱歌を聞きました、言葉は能く分りませぬが、歌は支

那人は上手ですから面白さうに運動して唱歌を唄つて居つた、外の監獄を廻りまして死刑執行の方法等を屢々質問をしたけれども要領を得ない、強いて聞くのも具合が惡いから默つて居りましたが、歷城監獄では此處で死刑を執行するのだといふから行つて見ましたが七八十間以上もあるやうな廣場に我々を連れて行きまして此棒の所でやるのだと言ひますから、どうしてするかといふと、八尺許りの高さの棒の立てゝある所に死刑囚を立たせまして、首に繩を掛けて一尺五六寸位の棒を其の繩の間に差す、後ろに執行者が居つて、一つ二つと廻して首を絞めるのだといふ、それにしては立てゝある棒がフラ〳〵して居つてどうもおかしい、さういふことをしたら棒が倒れて仕舞ふだらうといふと、さうでないといふ、此處で幾人死刑を執行したかと聞くと、此頃執行したことはありませぬといふ、形丈けはさう出來て居るが、實際は其處でやらぬので、刑法には死刑は絞殺すとありますけれども實際士手の築てある所に立たせて銃殺をして居るやうであります、其時に濟南（チーナン）の檢事長が私に話しますのに死刑を執行する時、檢視に來た者は何處で見て居るかといふと、あすこで見て居るといふて指示した場所は棒のある所よりも五十間ばかり離れて居る、餘り遠くはないかと聞くと、支那では官吏は死刑執行には近附かないことになつて居るといふ話であります故に、清國時代には官吏は二三里も遠方に居つて檢視したといふ、尤も支那の二三里ですから一里は六丁として十二丁も先から見て居つたといふ譯であります、死刑囚の絞殺を實際に行つたと思はれるのは武昌の模範監獄であります、死刑執行所を見せて吳れと言ひました所が、是は嚴重な確な棒が立つて居りまして、死刑囚を立たせまして後ろから繩

を掛けて短い棒を差してギリ〳〵捻ぢるのです、其通り武昌では死刑執行をしたらしい、支那のやうな國でどういふ譯で監獄間の死刑執行者が少いのかといふと、是は死刑の執行になるやうな者は大概軍隊の方でやつて仕舞ふ軍隊では盜匪懲治法といふ特別の法を適用することが出來ます、之に依りますと犯罪人は盜匪と認めれば督軍署といふものが各省にあります、其督軍省内で裁判をした上で、死刑を執行して仕舞ふ、それで大概は盜匪がありますと其盜匪を裁判所に送らずして軍隊で裁判し刑を執行するのですから、實際は監獄で執行しないで濟むのであります、どういふ者を盜匪と認めるのであるかといふと、隨分不當の認定をして居るやうであります、督軍の方の裁判に對しては控訴上告が出來ませぬからドン〳〵殺されることになるやうであります、此督軍の方又は或場合に於て普通の警察署に於てやります死刑の執行は余程面白い、天津での實例を御話しますと、天津の領事館員からも聞き、日本人の實業界からも聞きましたが、天津では愈々死刑の執行ということが極りますと、被告人の胸に板を掛けまして、其板に何の犯罪に依つて死刑に處すということを書いて町を引廻す、是は一人二人のこともあるが、或時は七八人も同時にする事もあるさうです、死刑を言渡されると元來臆病の支那人が度胸が据つて仕舞ふ、天津の町を巡査が先に立つ、其後から死刑囚が歩いて行くが皆平氣であるを歌を唄つて愉快にやつて行く者がある、中には三國誌の芝居の假聲を遣つて行く、さうすると道路の家は人に依つては表に茶又酒を出して置く、出して置かないでも勝手に這入つて飲んで行く、さういふことをして市街を廻ると市中の人は今日は死刑の執行があるといふので澤山ついて行く、

さうして郊外の死刑執行場に於て銃殺することもあるが、場所によつては青龍刀で首を打落すこともある、そうすると見物人は棒の先に饅頭を挿して死刑者の血を饅頭が眞赤になるまで塗つて家に持つて歸る、支那人には花柳病などは此饅頭を食べて治るといふ迷信があります、死刑執行があると饅頭に血を塗ることが盛に行はれるということを旅行中各所で聞きました。

もう一つ日本と變つたことがありますのは天津には天津監獄といふのがあります、南京にも江寧監獄がありますが、南京のは見ましたが天津のは前に述べた通り見ませぬ、支那には昔から監を泥坊する盜匪がありまして盛に掠奪をする、御承知の通り支那では監の專賣の如きことを昔からやつて居りますが、其監を運搬する際に船の上で盜み、或は陸上輸送の際盜む者があります、監を取つた者は重く罰する必要上私監治罪法といふものが出來て居る、それに依つて裁判をし刑を執行する監獄の刑の執行は余程嚴重なことをするのであらうと思ひますが、執行上は別に變つたことをするのでないと監獄の人は言つて居りました。

其他の監獄の事は、同じことが多うございますから略して置きます、第一に支那に行きまして眼に付くものは監獄内の執務振等は日本の監獄の眞似をして居ることであります、奉天では表を見せて呉れましたが、其表は實に整頓して居ります、それから他の監獄に行き今日の日表を見たいといつて請求しても出した所がない、北京では前以て行くといふことを知らせて置きましたのに日表を見せて呉れと云ふと三日前のを出して是れと大概變りはありませぬと申して居りました、此表といふものは支那

の普通官吏には、不適當でありまして、表の中の數字は彼此相違して合計の合はぬものも珍しくありません又日本と同じく指紋もやつて居るとか、免囚保護にも從事して居ると言つて居りましたが、何處の監獄に行つても事務所の役人などは皆遊んである、囚徒が八九百人位居る所で庶務に從事して居る者が五六人居るが、どうも忙しくない樣である、又諸般の狀況から、第一規律といふものが立て居ないことが分る、監獄に這入ると何處かの製造所に行つた樣に思はれる、監獄の職員が囚人に對して感化矯正に力を盡して居るとか、若くは溫情を以て之に當んで居るといふことも見えない、殊に監獄の苦惱の人は讀書人であつて監獄に這入つて居る囚人は其人達から見ると如何にも輕蔑すべき苦力又は之に類する者であるから越人が秦人の肥瘠を見るやうな感がありはしないかと思はれる、又身分の良い人が未決監に這入ると驚くべき優待をして居るのを見たことがあります、監獄には優待室といふ部屋が出來て居ります、是などは種々の弊害の生ずる所と思ひます。

監獄のことは其位で終らうと思ひますが、刑の執行に付て支那の有力の人の意見がありますから御話致しますそれは今の支那の裁判制度は日本の眞似をしたのであつて、相當に出來て居るやうであるが、是は支那の今日の狀態には適合して居らぬと云ふ事であります、第一支那では惡いことをしたならば其者を捕へて直ぐ其處で處分をする、殺すなら殺す、それから敲くなら敲くとして、惡いことをすれば此通りであるぞと一般に知らさなければ效がないのである、所が今の裁判は警察署から裁判所に送ると、初級の縣知事の所で一年の言渡をされ、それから地方裁判所に行き、控訴院に行き、若くは地方から大審院まで行くには早くて六ヶ月、中には三年も掛るといふ譯であります、又假令裁判をした所が、支那では讀書人の外には新聞が讀めないから、どうかして知らせなければならぬが知らせる方法がない、一般警戒とか威嚇とかいふ爲めに知らせやうとしても知らせる方法がないから、犯罪豫防の方法として警戒を與へる譯にいかない、どうしても今盜匪が物を取つたら直ぐ捕へて此通り泥棒は處分するのだといふことを一般に知らせなければならぬ、例へば汽車に注意すべしといふことが日本では踏切に假名で書いてあるが、あれが支那では出來ない支那では漢文では普通人に讀めないされば假名の樣なものはないそこで踏切には汽車が來て人間が倒れて居る繪が書いてある、さういふ風でありますからどうしても罪を犯した者は此通り罰せらるゝのだといふことを示す方法としては今御話した引廻しが必要である、或人が斯う言つて居りました、支那では短期間自由刑などを執行するよりも惡いことをしたならば首枷を嵌めて自分の家の前を二三遍引張廻すが一番宜い、所謂面子を重んずるから是が一番困るといふことであります。殊に平素碌な物を食はない者に監獄では相當な魚を食はせたり肉を食はしたりして居るから監獄に入れる事は彼等には何の痛苦も感せないと云つて居りました、是は多少惡口でありませうが、兎に角參考とすべき意見だと思つて居ります。

支那の監獄は右の如き狀態でありますが、一方に於て外國人の監獄はどうして居るか、私は初め支那に於ける外國監獄、香港や上海の監獄でも支那人に對しては劣等の國民として虐待同樣にやつて居ると聞いて居りましたが、行つて見るとさうでない、上海會審衙門の監獄に支那人が這入つて來ます

と身體の檢査を爲し刑期によりて區別のある着物を著させて直ぐ五分刈にして清潔なる人間にして仕舞ふさうして看守をして監房に連れて行かせる、工場などのやり方でも規律は相當に立つて居り囚人も皆一生懸命に働いて居る風に見える、支那の監獄に居る囚人よりは余程眞面目に働いて居ることが分る、それから會審衙門監獄で違つたことを見ましたのは、入浴するのには天井から頭及身體に湯を掛ける、それは澤山の人間が一緒に立て居つて頭から湯を被りて洗ふのであるから簡單な方法で入浴が出來ます、殊に香港の監獄は支那人に對しても外國人に對しても少しも差別なしに刑を執行して居る、特に目立て居る事は運動に非常に力を盡して居るのである、之は監房の前に鐵の重い車があつて、其車を監房内にて朝飯前に三百か五百廻さなければ飯を食はせない、どうしても之を廻して運動をさせる譯でありましたが、此頃は其方は勵行しませぬが、工場で朝一時間か二時間經ちますと休憩することがありますが、其間に囚人をして順次に鐵の玉を運ばせる、もう一つは重い物を擔ついで歩かせて居る、是は要するに英吉利人などは食事前に運動する習慣があるから監獄に這入つて居る支那人に對しても英國人と同じやうに運動をやらせることになつて居ります、此監獄では事務所はなか〳〵忙しい、身分張のやうなものも指紋用紙も見せて呉れ、其他カードなどを出して見せましたが、事務員は能く働いて居る、支那の監獄と比べると繁閑は雲泥の違ひがあると思ひました。

其次に未決監でありますが、支那では日本と違つて居りますことは民事の被告人を拘留することになつて居る、それだから必ずしも犯罪人と見ることの出來ない者が一緒に居つて、内でガヤ〳〵騒いで居る自分の部屋を出て廊下で話をして居る、部屋に這入つて見ますと今食べた丼がある、土瓶が轉つて居るといふやうなことで不規律不潔であります、特別に未決監に入れて置く者は相當な取締をして居ると申して居りましたが、併ながら各地で聞きました所に依りますと、未決監の取締も甚だ行屆かぬやうでありまして、相當な金をやりますと未決監に這入つて居る者が夜分家に歸ることが出來るさうであります、それから或所で收賄事件が起りました、或日本人が被告人たる支那人に面會に行きたるに看守長の外に檢事が來て立會つた、其時分には支那語でなければならぬといふので支那語で話をして居つた、然るに或者から其監獄の方に遣ひ物をやつたさうです、さうすると二度目行つた時檢事は出て來ない、看守長も遠くに居る、さうすると英語でスッカリ犯罪事件關係のことを話し合つて其男は無罪になつて出たといふことがありました、それから未決の方には今申しました優待室といふものが澤山ありまして、少し身分の良い人は相當の方法を講じますと優待室といふ所に居ることが出來るやうであります。

以上は監獄の大體を申上げたのでありますが支那の監獄の模樣は支那の政治關係及民族關係が複雜でありまする結果監獄の制度も餘程複雜でありまして必ずしも一樣なるを得ないといふことは是は已むを得ぬことであらうと思ひます、支那の監獄の現今の刑の執行の方針が支那の國民に果して適當して居るかどうかといふことは、是も餘程研究しなければ何とも言へない事柄だらうと思ひます、要するに唯今申しました如くに法權回復に熱心の餘りに急いで改良を加へたのでありますから、缺點のある

ことは已むを得ぬのであります、此支那の狀態を私共が見まして、又自由刑其他の刑の執行といふことに付ても餘程考へなければならぬことが多々あります支那の獄制の視察は以て他山の石となると考へたのであります、西洋では此點が良いとしてあるから、日本でも良いのであるとか是が流行るから是が良いといふやうなことは一概に言へないことだらうと思ひます。（完）



統計

○大正八年三月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

	越員入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	五三、三五五	五、五二二	四、八二九	五四、〇四八	五三、三五五	六九三	二、〇一九
刑事被告人	五、七四三	四、八六三	五、〇三九	五、五六七	五、七四三	△一七六	一、二六五
勞役場留置者	二七三	四八三	三九二	三六四	二七三	九一	△一八二
乳兒	二九	一二	一一	三〇	二九	△一	三
計 男	五七、二三一	一〇、二二三	九、六八五	五七、七六九	五七、二三一	五四、六二六	五三八 三、一四三
計 女	二、一六九	六五七	五八六	二、二四〇	二、一六九	二、二八四	七一 △四四
計	五九、四〇〇	一〇、八八〇	一〇、二七一	六〇、〇〇九	五九、四〇〇	五六、九一〇	六〇九 三、〇九九

備考　內朝鮮人受刑者男八八人刑事被告人男八人、外國人受刑者男四一人女一人刑事被告人男九人アリ、
×印は逃亡犯罪人引渡條例ニ依ル拘禁者竝外國艦船乘組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依ル拘禁者ナリ

○大正八年三月末日在々監者人員表

監獄別	受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	合計
小菅 男	一、三二六				
女					
計	一、三二六				一、三二六

| | | |

鹿兒島	沖繩	函館	札幌	旭川	十勝	網走	計
八三	四七	八五	四	八九	五	一	九二
三五	三〇	三五	四	二七	一四	二	一六
四七九	七六八	六六	三	一五五	六	一	大
一、二三五	一、二九二	一五一	二	一五五	六	一	大
三七	七六	六六	三	二七	一四	二	一六
一、二三五	一、二九二	一五一	二	一五五	六	一	大
二九〇	一、二九二	一五一	二	一五五	六	一	大
一三	一、〇三五	四五	一	四六	一	一	一
一、〇三五	五三九	四五	一	四六	一	一	一
一	五四〇	一五	一	一七	一	一	一
五四、〇四八	五四、〇四八	三一	三	三一	三	三	三
三、二四〇	三、二四〇	三一	三	三一	三	三	三
一五	一五	一	一	一	一	一	一
一、二四〇	一、二四〇	一	一	一	一	一	一

○大正八年三月末日現在在監受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
刑法 竊盜	二七、六三七	九二九	二八、五六六	二八、四六六	二七、五九九	一〇〇	九六七
強盜	二、三二四	一四	二、三三八	二、三五〇	二、四二二	△一二	△八四
賭博及ヒ富籤	三、二八五	七九	三、三六四	三、〇三七	三、五四〇	△二七	△一七六
詐欺及ヒ恐喝	五、七四八	一一一	五、八五九	五、八四六	五、九五七	△一三	△九八
横領	二、五一二	三〇	二、五四二	二、五二四	二、六三〇	△一八	△八八
贓物ニ關ス	八八五	三八	九二三	九二〇	八七五	△三	△四八
毀棄及ヒ隱匿	四六	―	四六	五六	四四	△一〇	△二
通貨僞造	一五四	六	一六〇	一五四	一九〇	△六	△三〇
文書、有價證券僞造	一、一五四	二一	一、一七五	一、一七九	一、一九八	△四	△二三
印章僞造	四一	―	四一	三八	三九	△三	△二
僞證及ヒ誣告	七二	一	七三	七四	一〇二	△二九	△一七
瀆職	六七	―	六七	七三	五〇	△一七	△六
猥褻姦淫及ヒ重婚	四二四	二〇	四四四	四四三	三九五	△四九	△一四
傷害	二九	一	一、七四四	一、七二一	一、六一七	△一二七	△一二
殺人	二、三一五	一九四	二、五〇九	二、五〇六	二、四三九	△七〇	△七〇
嬰兒殺	三八	一四二	一八〇	一八四	一七三	△一一	△七
逮捕及ヒ監禁	一九	―	一九	一一	一九	△八	△〇
墮胎	三〇	一	三一	八一	一一六	△〇	△三五

公務執行妨害	八五	一	八五	八一	五三	四	三二
逃走、犯人藏匿及ヒ證據湮滅	四一	一	四一	三七	三三	四	八
賭博	一、二七八	一	一、二七八	一、〇九七	一、四〇二	△三	一、二三九
放火	一、一八五	二四八	一、四三三	一、四三六	一、四〇四	△三	三一
住居ヲ侵ス	一九九	一	二〇〇	一九八	二〇四	△二	四
略取及ヒ誘拐	九三	一	九四	一一五	一〇〇	△一	一四
其他	二〇八	二	二一〇	二一五	二三〇	△一	二一
計	五一、五五五	一、九五六	五三、五一一	五二、八五七	五一、四八六	六五四	二、〇二五
陸海軍刑法	三一	―	三一	三〇	二二	一	九
森林法	一〇七	一	一〇八	一〇八	一五二	〇	△四四
徵兵令	一五	―	一五	一五	八	〇	七
郵便竝電信法	三五	―	三五	三二	三八	△三	三
其他	二〇六	一	二〇七	一九九	二一二	△八	五
諸規則 警察犯處罰令	八一	―	八一	九〇	八六	三一	三五
諸規則 市區改正令及ヒ警察令	一五	一	一六	二四	二五	△四	△五
計	四九〇	四七	五三七	四九八	五四三	△五	△六
總計	五二、〇四五	二、〇〇三	五四、〇四八	五三、三五五	五二、〇二九	六九三	二、〇一九

譚叢

時事だより

△看守偉功　過般豐多摩監獄に於ける、逃走囚捕獲の顚末は、近來大手柄であつた、斯かる看守の偉功は何とか之を公式に表彰する道はないであろうか、巡査などに至つては夫々の規程により、地方長官や警視總監が一定の法式を以て、公に其偉功を表彰し大に其名譽を揚げるやうになつてゐる、權衡上から云ふても看守に其道なきは遺憾に思はれる、兎も角も今回の如きは眞に理想的天晴の働きと云はねばなるまい、是は無論平素の訓練の宜しきを得た結果でもあらう、が此頃看守志望者の素質が、段々落ちてくるなど悲しむべき聲の聞ゆる今日にも拘はらず、井原彌助君の如き人物が看守に得られると云ふのは、大に人意を强ふし道の爲に慶ばざるを得ないのである、同君は當時勤務中でもなく明番の身を以て轉宅の仕事にかゝつてゐる、時偶々脫獄者の高塀を越へて逃走するを構外に於て認め、其機を外づさず挺身追躡、遂に追ひ迫り彼の兇器にて反抗するにも屈せず、身に數ヶ所の重輕傷を負ふても、尙は撓むの心なく格鬪多時、漸く應援者の來るを待ち之を引渡して後事を托すやる、其儘己れは倒れて如何共爲す能はざりしと云ふ、此働きは實に殉職的決心ある勇膽義烈の士に非ざれば能くし難き所である、今日にても猶ほ此の如き人物を我司獄官……殊に看守中に見出すは獨り豐多摩の譽れのみでない。（因みに同看守は瘡痍殊の外良好の經過を示し、今は出務精勵の由而して之に對して拔擢昇給あり、又谷田局長始め各僚官間より厚き見舞金を受領せしと）

△少年犯罪　所謂少年法とやら云ふものが、出る〳〵とは數年前からの事だが、其關する所が重大だけに、之が取調にも念が入り其係員にも議論が多いのも無理はないが、併し世態はヅン〳〵進んで今は法律の方が遙か後にをいとかれたやうの觀がある、現に實施裁判の方や監獄の方は餘義なくせられては適宜順應の特別方法を以てやつてゐる譯、世間にて口さかなくも少年法は何時迄も其製造人に弄ばされてゐるなど云はれてゐるが、是は素より當らない話だけれども、何しろジレッタイ氣のするのは何人も同樣であらう、して當局者が之を急いで其爲めに最善を盡してゐる事實は掩ふべからざるものがある、專ら其主任となつて盡力せられ居る谷田博士の談によれば、本年の議會には無論間違なく提出の運びにならんとの事又た斯くならなければ最早時勢も許すまいかとも思はれる、此度司法官會議中にも少年犯罪に關する案件は、住宅を要する中にも確かに其重もなるものであつた事は云ふ迄もない、其爲めであらうか谷田監獄局長は、多數の司法官を自ら川越幼年監に案內せられ、一々說明の勞を執り實物教育的に、實際上の智識を分配せられた、何事も實際を輕んずる弊ある今日、斯くも實地に智識を求むる風の行はれるは、何れにしても喜ぶべき事と云はなければならぬ。

△歡送迎會　此度辻椎名岡部三君の榮轉を見るに至りしは、斯界に於ける最大快事である、去る三日日比谷の松本樓に本省幷に東京僚友より成れる歡送迎會が開かれた、野口典獄の鄭重なる歡送迎の辭があり、之に對する慇懃なる謝辭もあり、杯盤の間互に歡談應酬時の移るも覺へざる程であつた、此間特に喜ばしく列坐皆な耳を傾けざるを得ざる一事ありしと云ふは、谷田局長が淘然たる微醉氣分の中に、感興如何にも禁し難しと云ふ面持にて申さるゝやう、三君の爲に今席の如き祝會には、住宅を要する中にも確かに其重もなるものであつた事は云ふ迄もない、其爲めであらうか谷田監獄局長は、多數の司法官を自ら川越幼年監に案內せられ、一々說明の勞を執り實物教育的に、實際上の智識を分配せられた、何事も實際を輕んずる弊ある今日、斯くも實地に智識を求むる風の行はれるは、何れにしても喜ぶべき事と云はなければならぬ。

△歡送迎會　此度辻椎名岡部三君の榮轉を見るに至りしは、斯界に於ける最大快事である、去る三日日比谷の松本樓に本省幷に東京僚友より成れる歡送迎會が開かれた、野口典獄の鄭重なる謝辭もあり、杯盤の間互に歡談應酬時の移るも覺へざる程であつた、此間特に喜ばしく列坐皆な耳を傾けざるを得ざる一事ありしと云ふは、谷田局長が淘然たる微醉氣分の中に、感興如何にも禁し難しと云ふ面持にて申さるゝやう、三君の爲に今席の如き祝會には、住宅を要する中にも確かに其重もなるものであつた事は云ふ迄もない、其爲めであらうか谷田監獄局長は、多數の司法官を自ら川越幼年監に案內せられ、一々說明の勞を執り實物教育的に、實際上の智識を分配せられた、何事も實際を輕んず

ども百年の計は木を植へるにあり、十年の計は人を敎ゆるにあるとかや、予は玆に見る所あり道の爲め聊か思ふ所あつて、爲せし事の玆に其結果の一端が立派に現はれ來るを見て予の心中……唯だ察して貰ふの外はない、實に今日斯くも三君が斯界に重きを加ふる迄に、向上進歩せられたるは諸君と共に賀すべく慶すべきでないかと、局長の此感懷談を聞いて其歡びを頒たぬ者はなかつた、唯だ倍々三君の自重を望むのみならず、斯くて段々我監獄界の前途も人材を以て充たされん事を祈らざるを得なかつたのである。

△東西美談　佛國首相クレマンソー氏は一兒漢の爲めに、危く一命を奪はれんとした、天運盡きず彼れは幸に其危害を免かれ、今は活動を續けて天下國家の爲めに盡瘁しつゝあるが、その又た兒漢はと云ふに無論場合が場合であり相手が相手であるだけに、極刑に處せらるべきは當然であるに、クレマンソー氏は非常なる寛宏の度量を以て、彼兒漢の爲めに刑の輕減を希ふて止まず、之が爲めに身躬ら奔走して盡力到らざるなく、同氏の熱心なる請求と深厚なる同情とにより、特別の酌量に預り僅かに五年の禁錮に處せられ、剩へ其家族も同氏の親しき訪問を受け、何くれとなく生活上の生活迄も蒙り、感謝平安の日送をなしつゝあると云ふ、何たる美談であらう、日本に於ける武士の情と相通ふものがあるでないか、恰かも之れの對話とも見るべき一美談は、目下小菅監獄に元海軍大尉の某なる者が殺人罪の爲めに無期刑に處せられ拘禁されてゐる、之は去頃佐世保鎭府長官山下大將の愛兒を、學校よりの歸途に擁し所謂江戸の仇を長崎にと云ふ調子で、何の罪もなき無垢の幼兒をば兇刃にかけて慘殺したのである、所が大將は此暴漢に對し、些の怨言あらばこそ、今尙ほ厚き同情を寄せて、輿獄を透ふして其行末を思ひ遣り一點怨恨ヶ間敷繰言がない、殊に又大將は暴漢の爲めに命請ひして、其爲めに死刑を免かれて彼は無期懲

役とはなつたのである、此大將にして此夫人ありで、此夫人亦た見上げる程高き清き廣き心の賢婦人であつて、非業を遂げられたる愛兒の爲めに、ものせられた書物によつても、之を知ることができる、誰か云ふ博愛仁義の人情美が不自然の空想だと、殊に我邦武士道の眞髓にも情けの籠れるにて花が咲き、仇敵にも德を以てするが、古來よりの國粹ではないか。(甲突)

寄書

○營養問題

體力を養ふは總ての場合に必要の仕事也、腹が減つては戰はできぬとは、昔戰國の時代より武士間の通り言葉にてありき、之れ豈獨り戰爭のみならんや、凡そ體力を缺いて能く何事をか爲し得ん、體力は則ち汽罐に於ける馬力の如し、體力なくんば萬能具ると雖、死物と等しく物の役には立たざる也、果して然らば司獄官の活動上、營養問題を閑却せざらんことは、亦洵に當然の義ならずや、枯槁憔悴、顏面生色なく、殊に戒護員にして心身疲憊、意氣衰へたりとせんか、行刑の事亦た言ふべからざる也、故に吾人は其上長者に共同賄又は購買方等につき、實行上今一段の考慮を費さんことを望むと共に、更に下級員諸君に向つて、要請の切なるものなくんばあらず、卽ち徒に衣服を飾り若くは世間體を繕はんとする如き、無用無益の業を廢し、之に要せし幾多の費用をば、更に奮闘生活に必要なる、體力養成に轉用せんことを是れ也。

蓋し剩下の最大急務といはば、恐らくこの右に出るものなかるべし、請ふ吾人をして再言せしめよ、曰く何物よりも先づ身體の營養を大事にし、思ひ切つて食料を豐にすべし、而して專ら體力の充實を計るは、吾人の忘るべからざる今日の第一

義務也と、斯の如きは則ち吾人生活の意義を完ふする所以にして、又人事を竭す所以の順序ならずや、既に司獄官にして體力充實し、元氣横溢せんか、總ての獄務進善は期せずして成るべし、繁鎖なる事務整理の如き、是等は卽ち然後の問題也。

○住宅問題

住宅問題は吾人生活上の主要問題たること更に論を俟たず、然るに故らに茲に說を爲す所以のものは他なし、所謂下級司獄官の住宅問題と獄政との關係が、餘りに密なるものあるを認むれば也、卽ち住宅の如何は住居者の衞生、經濟、道德等の上に、甚大の關係を有し、忽ち之が其能率增進と品性向上に影響すること、容易ならざるものあるは既に世人の認むる所、監獄行政に於ても亦た茲に鑑みるべきは當然也と雖、而かも就中尤も考慮すべく又た尤も等閑に附すべからざるものは、下級司獄官の夫れ也と謂はざるべからず、若し夫れ之が適當に設備せられず、今後依然として猶ほ裏店生活に委せられんか、行刑は根本的に不可能と云ふも敢て不可なからん、裏店生活によりて眞にスウイートホームを味はしめんとし、之によりて人を善導し人の儀範たるべき人格を保たしめんとするが如き、到底無理の業たるは自明の理にして、亦た當務者の既に實驗する所也。

實にや社會は此に醒め來りて早くも既に會社工場の如き、職工又は就業員の住宅問題に甚深の注意を拂ひ銳意畫策怠りなきの有樣也、顧みて政府事業の下級役員に對する施設如何を見るに、未だ事跡の以て語るべきものあらず、蓋し企圖は既に熟するものあらん。唯だ事情許さざる爲めなるは素より謂ふべくもあらざれども、或は虞る斯くては時代に後れんことを、之れ吾人の聊か心細きを感ずる所也、但し吾人は信ぜんと欲す、我が監獄界に於ては、今や大阪を始めとし外數個の改築工事中にあれば、此好機を逸せず、住宅と獄政との關係、殊に下級員の其れに徹底的なる理解を有する當局者は、必ずや理想的なる下級員住宅の建設を閑却せざるべきを、吾人は唯だ刮目して其成行を視んのみ。（突川）

○司獄家の知識

敎誨師　渡邊圓流

餘暇書見の中に見出したる節々にして必要なりと思考せしものを抄出し揮き筆を以て或は譯出或は自己の感想をも添へて綴りて見たいと企て敢て「司獄家の知識」と題す聊かの參考となるあらば望外の幸である――英獄オスボーンの「Society and prisons」より――

一、犯罪の定義

(1)廣義の定義

(A)センチユリー字典(the Century Dictionary)中引用の定義

(B)ゼームス、スチフエンス(James Stephens)氏の定義

(C)大英百科字典(the Encyclopaedia Britannica)中引用の定義

(今之等定義の引文煩しきを以て省略す)

(2)制限的定義

近世に至り犯罪といふ言葉は其意味に於て更に精確に且つ制限さるゝに至れり。

一千七百五十五年ドクトル、デョンソン(Dr. Johnson)氏は彼の大英字典(great English Dictionary)に簡短に定義の制限を爲すを見たり。「正義に反する行爲、罪、大なる過失、惡」是なり。

(3)基督敎と定義

キング、ゼームス(King James)氏の譯せる聖書の出來たる時に犯罪なる語の普通の使用は「咎」の意味に使用せり。唯デョップの卷に獨りその語に近世の意味を有せり、その語に何となれば、こは憎むべき犯罪なり然り、そは惡事なり

裁判官に由つて罰せらるべき惡事なり

(4)狹義の定義

畢竟するに恐らくは吾人は犯罪に就きて次の如き最後の言葉よりよりよく又それ以上に簡略せられたる定義を有すること難かるべし、即ち

To be punished by the judges

「裁判官に由つて罰せらるべき罪惡」是なり

犯罪學に就ての我々の議論丈に於ては吾人は此犯罪の近世的なる、狹義の面して法定的の定義を以て滿足せざるべからず。

二、犯罪人の定義

新らしき眞實なる科學的刑罰學の根據を作る爲に吾人は吾々の監獄に生活してゐる在監者の眞の天性と性格とを絕對的に正確に知らねばならぬ、卽ち吾人が、犯罪人、犯罪者、囚人と口にする時に、それが何を意味してゐるかといふことを誰れでもの頭に不確實なるところがあつてはいかぬドクトル、ヂョンソン氏は犯罪人を定義すらく。

一、告訴せられたる人

二、犯罪に就て有罪の人

センチュリー字典には此最初の A man accused. といふ定義を省いてゐる、人は告訴せられたるの故を以て單に犯罪人であるとは考へない、而して第二の Aman guilty of crime の定義を引用してゐる、然し古き字書編纂者は稱讃すべき簡短さに缺けてゐる、故に犯罪人とは次の如く定義してある。

公の法律に反して罰せらるべき罪を犯せる人もつと正確に云へば證據又は自白に由れる罰すべき公の罪を犯せる人、

此定義は優れたる定義である、明確にして且つ完全なるものなり。

三、罪と犯罪との區別

罪と犯罪との間に一の區別を存す、罪は精神

的の事柄にして、犯罪は罪の外部的表現なり、イエスが「情慾を以て女を見るものは心中既に姦淫したるなり」と指摘して此差別を明瞭にせり、此見解卽ち最も高き偏理的規範からは罪と犯罪の差異は失はるゝ而してそれは明かに最も高尙なる精神的規範の上に主張すべき宗教の一部分なり、罪(單なる道德上の罪を意味す)それ自らは裁判官に由つて罰せらるゝものにあらざる事も亦明かなり、裁判官は心中に存在する罪が犯罪といふ外部的行爲に移つた時にのみ事を爲し得るものである。

(續く)

○囚人治療雜感及藥劑の制限

福岡　森永俊二郎

現今科學の進步は殆どその止まる所を知らず從つてこの二三十年來の圭界の面目も亦舊に革まり學理的に或は臨床的に嶄新の事實現出して衞生上治療上從前とその見解を異にするもの枚擧に遑あらず、監獄の如き一般囚人の病症に際して彼等の取扱上治療上之を社會一般の臨床とその趣を一にする事は本省の規定と又一般の事情とにより到底不可能とは雖も事情の許す限り吾人は適當なる治療を施して彼等の病苦を和げ治療期を早からしめ以て身體の强健を保持せしめ再び活動の人物たらしめん事に努めざる可からず。

吾人が治療上及豫防上最も苦心するは、呼吸器病就中結核にして如何にせば豫防を完全にしその罹病者を減少し得るかは最も腐心すべき事實とす、目下我國に於ては、結核協會なるものを諸地方に設け各自責任を持つて完全なる豫防方法を遂行せんと專ら腐心努力しつゝある折柄なれば我等監獄醫もその方面に意を注ぎ今日の監獄衞生及治療に爲す十分の研究に成績を擧ぐるを得ば國家社會のためにも大に慶賀すべき事と謂ふべし、只監獄內は監房の關係生活及衆人、雜居として豫防上完

成を期すを得ざるは甚だ遺憾とする所なれど此は一方刑を本意としての生活なるを以てこれに專心の努力を傾注し得ざるは吾等の憾とする所なり。

茲に至つて吾人はその結核患者を早期に診斷し得て隔離を完全にし、且早期に最も適當なる治療を施すといふ事は豫防上必要なる事と思惟す、只惜むらくは、治療上に至りてはこれを社會一般治療醫と見解を一にし難けれど成可く彼等に對して出來るだけ早期に營養療法を施し（營養物の買入を自費にて行ふ事を成可く早く許可す）傍ら理學的療法日光浴の如き彼等結核患者に對しては一定の場所を定めて一日に二三回も之を行はしめ又藥餌的療法としてはアルゼン劑或はカルシウム劑又はツベルクリン療法等早期に於ては最も效あるが如し、斯くして彼等の治癒を圖り出獄後の病毒撒布の危險を防なからしむるを得ば彼等家族は慶賀すべき事ならんか、予は次に結核初期診斷上必要なる二三の要項を記さん。

(一)熱　早期に於ては極めて微熱にして發熱の時期等は患者自覺せず僅かに輕度の頭痛或は全身倦怠を訴ふるのみ、又は、只皮膚の溫感によりては何等識別し難し驗溫によりて始めて知るを得る事稀ならずよく始めは腦神經衰弱の診斷を下し大なる誤診をなす事鮮しとせず。

(二)生理的蛋白尿　少年又は成年に於て、身體の激動卽ち長途の步行精神過勞冷水浴後月經直前出產前に一時性に發現し通常晝間のみに現れ夜間は出現せざるものを云ふ、結核と生理的蛋白尿との關係をMarcio說いて曰く、肺結核出現前に發來し結核の消失と共に消失するを特長とせり、水は結核に特有ならず慢性炎症たる梅毒にも發現し一種の慢性中毒症を來すものとせり。

(三)汲血　汲血の結核と關係あるを內科醫は左まで注意せざるが如し、余は一夕是迄何等症狀なかりし患者突然高度の汲血を來し劇頭痛を訴へる患者を實見せる事あり彼の家族に結核患者あるを聞かず又彼の患者に結核の徵候を認めざりしかば疑念を以て胸部內臟を檢したるに何等認むべき事なく只肺尖部に於て呼吸音微弱なるかの感あり、然れども結核の初期の念を抱きてその旨患者に告げ治療を開始せり、果してその後結核の症狀多少現れたれど早期の療法效を得て全治に至る、此は一概には云ふを得ざれども初期診斷上注意すべき一事とす。

(四)結膜炎　此は結核の初期のみならずその經過中にも屢々現れ眼瞼結膜のみならず球結膜にも現るその炎症は輕度なるも容易に治癒の經過をとらず、一度消炎するも又直ちに發炎す、普通の者に比し浮腫を呈する事顯著なり。

次に我等監獄醫が治療上猶困難を感ずるは、監獄に多き腺結膜なり、此は勿論營養的理學的療法等必要なる要順なれど之等病變の破壞するに至つて治癒の經過往往として捗しからず、余は自家血清療法なるものを目下適用しつゝあるに見る可き效果あり、尤も一度破壞せる者に於ては相當に困難を感ずるが如し此等に就ては追て報告をなすべし。

梅毒　入監前の職業の關係上監獄內に於てはその病毒所持者を多數認むるが如し、我等は彼等劣等なる人物に對しても飽く迄も治療を熱心に施して、彼等に確固たる精神と强健なる身體とを保持せしめ古語に曰ふ「健全なる精神は健康なる身體に宿る」以て出獄後此等病症のために身心を苦しめ此等動機となりて再び墮落の淵に陷らしめざるも亦喫緊事なりとす此等に對して適療を施すに於ては內服藥のみならず今日專ら賞揚されつゝあるサルバルサン注射を施すは一方經過を早からしむと同時に經濟上反つて適宜なりと信ず。

終りに一言し度きは目下の監獄治療範圍が、(藥劑的に其他一般療法上)にあまりに制限されたるの感あり彼の梅毒治療劑の如き、初期に施す時は病症を未發に防ぐを得れども只藥劑のみに甘んじて治療を施す時は反つて種々續發症を招き可惜治

療期を逸するに至る其他一般治療上有力なる醫學者の認用したる藥劑は之を投じて病症の快復を計るは國家經濟上精神の改善上衛生上職業上反つて有利なる事と信ず。

雜纂

○予は看守諸君と語る（二十四）

典獄　有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

諸君の職務上の權限に就いては、其章程に於て夫々定めあることにて、予は今之を彼是論せんとするのでない、但だ其權限に從ふの心得中尤も手近なる大切の注意點を擧げて、一考を煩はさんと欲するのみである。

一　分限を辨へるは紳士的也

人には各々分限と云ふものがある、獨り官務に限らず會社商店員の間にも、又た家族中の間柄にすらも、之が秩序を保つ所以であり又た進歩發達の法則でもある、處が世間の實際を見渡せば、何れの場所にも不紳士的な分限破り、卽ち職權違越者が少くない、之が單に不注意の結果だとすれば罪もない譯だが、併し斯くては矢張り紳士の體面に係るを如何せんである、之を西洋人などの實例に見るに、彼等は聰明なる爲め乎將又た訓練の結果乎己が分限を克く辨へて之を嚴守し、敢て僭越の行動なきに至ては立派なものである、誇り氣に丁稚が番頭の眞似をしたり、番頭が支配人を氣取つたり、又は子が親の權內を侵し、僕婢が主人の役を勤むるが如き、是等は尤も見苦き分別のない者の爲す所であつて、極めて幼稚の沙汰と云はなければならぬ、卽ち下役でありながら上役を氣取り、己が權內でないことを敢てしたり言ふたりするのは、不都合は勿論だが決して己が賢明を表したる、紳士的態度とは云へないのである。

二　分限を越えて偉がるは愚也

小役人に限りて威張るとは世間の定評である、之は畢竟思慮なき玄關番とか受付係とか云ふ人が代表したもので、之を以て直ちに一般の定評とされては迷惑する人は尠くなからう、併しながら退いて公平に考ふれば、我國一般の傾向は何れかと云へば、分限に對する觀念の不正確少くも不注意と云ふ方が事實でなかろうか、要するに分限に對し嚴密なる思慮と分別を缺き、之を守らざるは事務の統一と秩序に害あることを知らず、甚しきは分限を越へてせぬは、大に不面目であり無能であるかの如き、勘違ひしてゐる人がある、どうかすると又た世間には實力も何もない癖に、有りそうに見せかけ表面を飾り値打以上に、自分を買ふて貰はうとする代物もないとはいへぬ、之は極く愚物の爲すことか、又は腹黑き橫着者のすることか、何れにするも卑劣極る根性たるは同一であるが、是に於て吾人の心得べき事は、自分の權內でないことを敢てしてそれで少しも偉いことはない計りか、實に己が愚昧を暴露する第一の看板であることに氣付かねばならぬ、又之と同樣に技倆も學識もないのに、有るやうに氣取つたり誤魔化したりするのも、矢張一種の分限破りであつて、其卑劣なる狡猾手段は實に唾棄すべきであつて、又た愚の至りとも謂はねばならぬ。

三　命令執行者は馬車馬的なるを要す

執行務に該る吾人司獄官吏は常に此馬車馬的なる覺悟が必要である、云ふ迄もなく執行務は悉く命令に由る性質のものだからである、兎も角も命令を奉する者の心得は、照準の狂はぬ銃砲の如く、其狙ひを定める射手の目指す標的に向て直進することである、故に命令服膺者は其命令の趣旨を了解することに、先づ第一の注意を拂はなければな

らぬ、而して只だ其趣旨の貫徹に全力を傾注し、其間苟くも自分の指金を用ひたり、又は自分の好悪や思惑を以て加減すべきものでない、宜しく左にも右にも振れずして驀らに命令の儘を遵進直往せねばならぬ、處が往々にして人は猪小才を弄して能く匙加減をなし、命令に對しては餘り忠實を盡さざるも可いものの如く思ひなしてゐるものがある、而かも平氣に之を行つて當然の如く思ひ、否之が融通の利く才子の如く考へる人すら尠くないやうである、是等は斷じて改むべき舊弊又は醒むべき錯誤とでも云ふべきでなかろうか。

四　馬車馬的は盲目的に非ざる也

馬車馬的は猛進奮闘と直前敢行を意味すれども、盲目的は所謂盲從にして無主義無節操を意味するものである、故に假令命令執行者に對しても、唯だ左樣御尤もに從順であつてはならぬ、宜しく服務規律の明文にある如く、命令に對し意見あるをば何人も之に默從せず我が意見の申立つべきは申立て而して命令者の再考又は參考に供すべきである、凡そ事はグニャ〳〵の骨なし漢とか灰色の朦昧者が一番役に立たないものである、旗幟不鮮明は男子の恥る所、且つ之れ程、人を迷はし氣を沈ましむるものはない、少くも人氣引立たず向上發展の妨となるは避け難き事實である、要するに何事に限らず總てハッキリと几帳面に事を處し、苟も不徹底のまゝよい加減に日暮しをせぬやう、眞面目に我が意義深き行刑事務を執らんことは、何人も望んで止まぬ所ではあるまいか。

○初夏寸言

霜　輪

□九十　の春光全く盡きて滿目の草樹天地を綠了し、麥苗は碧浪を漲して雲雀其技を半空に恣にし頻りなく自由を囀り、菜花の黃金に戲むる、双蝶は自然の美を實現して又餘蘊なし、初夏の天地を語るものは蛺蝶なり雲雀なり、初夏は自由を語り自然を歌へ事物の進達を示す、初夏の新綠は進取の色に富みて、極まりなく出づる嫩芽は勇氣と希望と決心とを罩めて之れを吾人に誨ゆ、自然の大を學ばんと欲せば正に此季節に於てせさるべからず、初夏なるかな、初夏なるかな、

□果報　は寢て待てと云へる諺あり菜の花全く開き和風衣襟を襲ふの節心氣恍惚として「夏の夜のあくれとおかぬ眸かな」の寢心地宜く寢て待てと云へる諺は此時に於て屈强なる咏方なるが如きも、まことは責任は起きて盡せと云へる諺に對するものにして、世人の多くが責任を思はずして、唯一筋に果報をのみ望む、これは不合理なり、果報豈責任を果さゞるものゝ爲めに來らんや、果報を得んと欲せば先ず其責任を盡し、而して靜に安らかに寢て以て果報の來るのを待つを可とす、諺は正に此責任の觀念を懶惰者に敎へたるものなり。

□犬馬　の勞と云へる語あり、上長に對し獻身的に力を竭すの意義なり、忠臣義僕の衷情なり、忠臣義僕は我國君臣主從の間に存する唯一の美風にして、君の馬前に討死を遂げたる忠臣、一身を犧牲として主家の衰亡を救ひたる義僕古來其例乏しからず、春風秋雨幾變遷浇季なる現代の風潮は如何、忠君の思想は今尙ほ昔に異ならずと雖も。表彰すべき義僕は次第に減じ行きて主從の關係日に薄らぎつゝあるが如く、金が多ければ多く働き、金が少なければ少く働く、一定の時間に仕事の形をすれば夫れで十分なりとし、時間以外に働かず、時間中と雖も表裏陰陽の所作を爲し、我腹が痛まずとて物品を濫用して顧みず、これ現代の雇人氣質なり、而して此利己的氣質は公人に及び、官吏に浸潤せんとす大に戒めざるべからず。

□晉魯軍　敗走す、孟之反と云へる人、殿して引揚ぐ、其功や偉大なり、されど毫も其功を誇らず、城門に入るに及びて馬に鞭うちて曰く、敢て後れたるに非す、馬進まざるなりと、謙讓の德人を感化するや大なり、頃日目黑に競馬會あり、初めより盛に馬に鞭ちて、馬進まざるなりを叫べる動物虐待の本能者を見受く、古代と現代とに此懸隔あり。

○藥籠（三）

菊屋老龜

△服　從

服從を分類するときは左の四種となる、

一、習慣により無意識に服從するもの、

二、恐怖の故に扞げて服從するもの、

三、感情の爲めに甘んじて服從するもの、

四、合理の故に喜んで服從するもの、

これは心理學的に見たる服從の色分けである、就中、最後の「合理の故に喜んで服從するもの」を以て理想的服從とはするのである。

△乞食「六」の詩

一鉢千家飯、孤身送幾秋、冬温路傍草、夏涼橋下流、非色又非空、無樂復無憂、若人問此六、明月浮水中、

詩に現はれたる乞食は風流なるものである、悟つて見れば、人生の眞趣は無一物處無盡藏。

△至誠、正則を動かす

福島正則は短氣であつた、近侍の士を罪して牢に下し、食物を與へない、茲に一人の茶坊主あつて之を憐み、毎日密に飯を運んで救ふ、罪を得たる士は固く辭するけれど聞かないで言ふやう、私は先年君公より叱られて將に殺されんとした事がある、其時貴殿に助けられて命を拾うた、今貴殿を救うの故を以て君公より手打にせらるゝとも厭ひませぬ、かくいひながら毎日飯を運ぶ、正則は此士の餐養毫も變化なきを見て不審に思ひ、調べさせて見ると、茶坊主の事が分つた、非常に怒つて茶坊主を責めた、茶坊主曰く、私は彼の人より重恩を受けて居ります、今聊か之を報ずるのみでありまず、希くば彼の人の代はりに我を殺し玉へと、誠實面に溢れて居るのを見て、感心して二人共に赦したといふ事である、「至誠にして動かざるものは未だこれあらざるなり」

△同情の初歩と進歩

同情の念の第一期は、自ら我身に同情するに止まる、明治十九年コレラ病大流行の時、此海道アイヌの土人は、其親や子のコロリ〳〵と死ぬる樣を見て、介抱せうともせずに、我勝ちに山の中に逃げ込んだ、親といふても子といふても我身にば代へられぬといふ程度の同情が同情の初歩である。

同情の最も進歩したるものは、他人の幸福に同情するに在る、他人の苦痛に同情する事は敢て六ケ敷くはないが、他人の幸福には同情し難いものである。

△行誡上人の感化

行誡上人は增上寺に居られたが、若い弟子の多くあつた中に、一人不品行者があつて、朋輩も之を擯斥した、終には之を追ひ出さうとして上人に告げた、上人曰く、彼れは他に遣つては到底身を保つ事が出來まい、自分の手許で飽くまでも世話をしてやりたい、彼れと共に居るを嫌ふものは自ら去るがよからうと、惡人正機の慈悲は終に彼れを感化した。

△簡單明瞭

米國では鐵道踏切の注意に「安全第一」の標札が掲げられて、其下に

Stop. Look. Listen.（止まれ、見よ、聽けよ、）

の三文字が附加へられてある、此簡單明瞭の文句は、實に一萬弗の懸賞に當選したものである。

△調息法——無病息災秘訣

常に心氣をして臍輪氣海丹田腰脚の間に充たしめ、座務繁劇の間、賓客揖讓の席に於ても、片時

放退せざる時は、元氣自然に丹田の間に充實して、臍下瓠然たること未だ篠打せざる鞠の如し、若し人養ひ得てかくの如くなるときは、終日坐して曾て倦かず、終日誦して曾て屈せず、縱令日々に萬善を行ずといへども終に退惰の色なく、心量次第に寬大にして氣力常に勇壯なり、苦熱煩暑の夏の日も扇せず、汗せず、玄冬素雪の寒き夜も襪せず、爐せず、世壽百歲を閱すると雖も齒牙轉た堅剛なり、怠らざれば長壽を得、若し夫れ果して斯の如くならば何の道か成せざる、何れの戒か持たざる、何れの定か修せざらん、何れの德か充たざらん。

（白隱禪師）

△恐怖なきを要す

月夜の蟹の肉の少いのは、物に恐れるからである、奈良の鹿は古來神鹿として尊敬せられて居つたので、人を恐れる氣がないため、角に鬆がないといふ事である、人間も恐怖の念があると身體も心も痩せる、心經に曰く、「心に罣礙なきを以ての故に恐怖の心なし」と、罣礙の心なきを得るは無所得なるに在り、嗚呼求むる所なきものは平安也。

通信

○高知監獄改築落成式

高知監獄にては豫て改築中なりし廳舍の竣工を告げしより四月十三日午後より新廳舍に於て落成式を擧行し來賓は柿沼知事以下諸官公衙長其他有志六十餘名、芥川典獄は式辭として舊廳舍の沿革竝に工事の概略を述べ柿沼知事の演說高原縣會議長の祝辭あり式後直に開宴來賓竝に職員一同歡を盡し午後五時散會せり

○濱松分監敎誨堂入佛式

靜岡監獄濱松分監移轉改築中の處此程敎誨堂落成し本願寺より佛像幷に宮殿の寄贈を受けたるに依り去る四月二十五日本願寺より北畠敎務部長臨席の上盛大なる入佛式を擧行せり當日午前十時開式福村分監長の先導にて來賓一同參列東山敎海師の除幕福村分監長の式辭伊集院典獄の告諭文小池敎務主任の表慶文、讀經中に職員幷に來賓及び在監者總代燒香來賓祝辭北畠敎務部長の敎誨ありて閉式を告ぐ受刑者一同感涙に咽びたり當日の來賓は濱松區裁判所判、檢事各署市長地方名士、各宗僧侶等約七十餘名にして盛典なりき。

彙報

○模範看守井原彌助氏　四月三日午前九時豐多摩監獄拘禁强盜傷人懲役八年山中芳雄（二七）なるもの同監の外塀を踰越逃走せし際偶〻非番に相當し私服にて附近を通行中の看守井原彌助氏は之を現認するや直に追跡して同監を距る六丁餘の畑中に到れるに犯人は身を飜して所持の小刀の振翳し猛然として抵抗せしが剛膽なる伊原氏は空手之と渡り合ひ隙を窺つて犯人を組敷き格鬪中胸部腹部等に數個所の重輕傷を負ひしも毫も屈せず其小刀を奪取せるに犯人は爰に萬策盡きて同氏の陰嚢を强く緊握せしも同氏の怯まざる膽勇にさしもの獰猛漢も遂に敵する能はず難なく逮捕さるるに至れり氏は平素奉公の念厚く誠意其職に從ひ常に同僚の推す所なりしと行刑の事たる沈勇氏の如きを俟ちて其秩序を維持し其目的を達する事を得べく實に他の龜鑑と爲すに足るものと思料せらるるに付協會は同氏の勞を慰すべく贈與金を呈せり。尙此事各地に傳へらるるや氏に對する同情は翕然として起り各監獄職員に於ても期せずして氏に見舞金を贈られし向も多かりし由、同氏の負傷は其後經過頗る良好なるは喜ぶべし。

○受刑者逃走逮捕　前項犯人逃走の模樣を見るに同日恰も日曜日に相當し敎誨堂へ組込の際看守の隙を窺ひて列外に遁し個

所内に潜伏し戒護者の引揚後工場に忍入り桶工用道具箱の錠を捻切り小刀一挺を携帯して同場に装置せる昇降機の柱を攀ぢ階上物置内に在りし陸軍委託の軍服を窃取し獄衣と着換へ更に蓑笠を着し作業素品なる長四間餘の杉丸太に長八間の麻縄を巻き斯くして足場を造りたる該丸太を周圍塀に立掛け麻縄の一端を塀外に垂下し置き丸太を攀ぢ麻縄を手繰りて監外に逃出せり踰越の現状を目撃せる高見張所の看守は之を大聲にて叱咤制止せしも應ぜざりしかば警鐘を亂打し急を當直看守長以下に報じ直に追跡の手配をなす中早くも之を現認せる前記非番看守井原彌助が監外より直に犯人を追跡同九時二十分歸監せるものなり。

▲山口監獄下關分監拘禁窃盜累犯懲役八年森上鶴一(二四)は四月一日指物工兼雜役に從事中午後一時五十五分頃看守の隙を窺ひ指物材料板長約八尺巾三寸の木材二本及外國米空袋ん工場附屬の洗面所に運び同所の格子外に出し置き次て再び麻縄二本を携帶して洗面所に入り同所出入口の施錠を外して般出し前記の木材及外米空袋を携帶して工場便所裏外圍塀に到り麻縄を以て木材の一端を括り該木材を周圍塀に立掛て攀登し塀の上より麻縄を手繰りて木材を引揚げ之を塀外に放棄し次で塀の棟柱に沿ひ降下逃走せり同午後三時に至り指物工に從事せる一受刑者が作業上の事につき犯人に所用あり看守に申出たる際犯人の姿の見えざるにより始めて之を覺知し構内隈なく捜索すると共に一面下關水陸各警察及附近消防隊青年團員等の應援を求め遁入せる形跡ある小門山を包圍嚴重捜査に從事し漸く翌二日午後一時三十分巡査の手に逮捕されたり。

逃走後犯人は前記外米空袋を身に纏ひ不在中の農家に侵入し衣類を窃取して着用し次で二日午前一時頃瓜生島に忍入り衣類在中の小包及現金五圓八十錢郵便切手六圓餘を窃取し九時頃在中の民家に忍入り窃食せり此失態の原因は一日午後一時四十分頃受持看守は交代看守の來らざるにも拘らず戒護の位置を離れて休憩所に入り同二時二十分頃迄全く無戒護の狀態に放置せる怠慢の措置に乘ぜられたるものなりと。

▲福岡監獄久留米分監在監受刑者窃盜懲役八年五月八日河野京平同窃盜懲役六年巢鴨奥圍末松の兩名は四月廿八日同監醫務所の工事及板塀取除きの爲め大工土工等三十九名の者と出役中午前十一時四十分賽食終了後就業の報鐘ありたるにより戒護看守は他の二名の看守の來らざるにも拘らず直に就業の命令を下したり此就業の混雜中面も戒護者一名にして戒護力の及ばざるを奇貨とし前記兩名は隙合せて作業用楷子を携帶して周圍塀に立掛け踰越逃走せり偶見張所の看守之を現認し警笛を吹鳴し大聲制止せるも應ぜざるに依り拳銃を發射せるも効なかりき斯くも出營後の開付たる看守は速早く現場に駈付け右楷子に依り塀を乘越へ直に追跡せしも樹木竹藪の繁茂せる地方にて遂に其姿を見失ひたり仍て地方各警察署に急報して極力捜査の結果河野京平は四月一日直方町に於て奥圍末松は同六日千代町に於て何れも旅館に忍入りし所を警察の手に依て逮捕されたり逃走後兩人は共に福岡に走り同市にて相分れて逃走せるものなり。

○被告人の逃走逮捕　横濱監獄小田原分監拘禁窃盜事件被告人岡戸政吉(二〇)は四月四日午後三時五十分頃分監附屬裁判所構内拘置監へ收監手續中折柄他に四名の收監手續中のものあり其混雜に紛れ逃走したるが看守を移さず所轄警察署へ應援を求め其追跡の手配をなし捜査中の處同八日に至り被告が實家へ立廻りしを聽て警戒中なりし同地青年團の一員が認め駐在所に急報し協力して逮捕する事を得たり。

被告は逃走後前途を悲觀して自殺を決心し居たる模様なりしといふ。

▲名古屋監獄拘禁强盜窃盜被領被告西井初吉(二〇)は四月十一日名古屋地方裁判所豫審係の呼出に因り看守一名の戒護に依り豫審廷に入り判事の命に依り手錠を外し腰繩のみとして看守は庭外に出て監視し居たりしが稍なく訊問終了の合圖ありたれば直に開扉して手錠を嵌さんとするや突然身を飜らして廷外に逃走せしも直に追跡し同構内に於て逮捕せり。

○受刑者逃走　廣島監獄在監受刑者窃盜懲役八年米原市郎(三五)は四月一日午前十時餘昼取調の爲め他の被告出廷者五名と共に廣島地方裁判所に押送し留置場に拘禁せんとせしが恰も前日の暴風雨の爲め監房内に土砂堆積せるを掘除を爲さしめたるに其遙緒に紛れ隙て工場に於て窃取し着衣の内に包藏し置きたる鋸を以て監房格子を切斷し置き更に戒護看守に行儀を訴へ塵紙を受取り行使する如く裝ひ看守の隙を窺ひて該監房を脫出し裁判所の通用門より逃走び市内の民家に押入り留守居中の小供を脅迫し衣類ん奪ひ獄衣と着換へて比治山中に逃げ去りたり逃走後十分にして此事實を覺知せる看守は本監及各警察署に通報し百方捜査するも遂も未だ逮捕するに至らず。

○受刑者の傷害　神戸監獄姫路分監在監受刑者窃盜四犯懲役六年野村彌一郎(三一)は二月十四日賽食休役後始業に際し其使用せる叅針を同席の受刑者上野彌久藏が無斷にて使用しつゝあるを認め其返還を迫りたるに却つて彌久藏は其針は彌一郎が取替へたるを知りたるが故に取戻したる迄なりとて返還せず口論の末彌一は作業用の定規を以て彌久藏を毆打せんとせしも彌久藏の爲め定規を奪われ憤慨の極矢庭に庭下ある彌久藏に投付けしも庭下は彌久藏に命中せずして後方に在りたる大澤菊治の拳に命中治療二週間を要する創傷を負わしめたれば直に暴行傷害罪として懲役三月の言渡を受けたり。

▲神戸監獄姫路分監拘禁窃盜及逃走五犯懲役八年山内章二は三月七日工場に出役練工に就業中授業係として同工場勤務中の受刑者中谷治に對し器具の貸與方申出しも同人が其必要を認めずとて申出を拒絶せるを憤り洋衣の分銅を以て同人の頭部を毆打し全治日數七日を要する打撲傷を負はしめたれば直に被害者の告訴分監長の告發に依り三月三十一日姫路區裁判所に於て懲役

八月の言渡ありたり。

○受刑者の縊死　福岡監獄在監受刑者窃盜懲役三年濱川汀（一二）三月二十四日午後十時五十分頃其居房に於て其大小の屑紙を組みたる細紐を背面格子に結付け學習用小机を踏臺として縊首せるを同十一時六分巡囘看守發見し直に看守長監獄醫等に急報したれば時を移さず駈付け應急手當を施せるも蘇生するに至らざりき原因は出監間もなく再犯の身となり申譯なしと口走り居たるより見れば悔悟煩悶の結果なるべし。

▲橫濱監獄在監受刑者窃盜累犯懲役四年土井春太郎（二六）は四月二十日午後零時三十分頃貸與の三尺帶を頭部に卷き其兩端を裏窓鐵格子に結び付け房內塵除用水桶を踏臺として縊首せるを同四十分に至り發見し直に應急の手當を爲せるも遂に蘇生するに至らず入監間もなき事とて其原因を知り難きも本囚は性兇暴にして獄日誦同囚と組打の喧嘩をなし減食五日の懲罰執行中のものなりしが身分帳に依りて見るに叔父某は精神病者なりとあれば或は發作的に出でたるものならんか。

▲大分監獄在監受刑者窃盜懲役八年丸山文藏（五一）は四月二十八日午前零時十分頃看守の巡囘に際るを待ちて隙て用意し置きたる自己の兵兒帶と同囚某の兵兒帶とを連結し之を天井裏なる電燈綱に結付け房扉上部絞を踏臺として縊首せるを同廿分に至り同房囚某目聚めて發見し大聲にて受持看守に報したれば看守は直に縊首者を抱下し一面急報により駈付たる當直看守長及監獄醫等と共に懸力救急手當を爲せるも蘇生せざりき本囚は曾て警察留置場に於て一回拘置監に收容中一回縊死を企てしも何れも戒護者の發見する所となりて果さざりしものに付特に雜居房に拘禁特別注意を拂ひつゝありしも遂に其目的を遂ぐるに至れるは老獪に過き長期刑を受くる身の前途悲觀の餘に出でしものなり。

○被告人の縊死　大阪監獄拘禁強盜殺傷害事件被告荒福作次郎（二八）は四月六日午前六時四十分頃朝食後に於て各房開扉便捷の雜音あるに乘じ居房裏窓鐵格子に手拭と兵兒帶を結合せるものを結付け便器を踏臺として縊首せるを發見し直に監獄醫其他に於て手當を施せるも其甲斐なかりき因に入監間もなき出來事として其原因を知るよしなけれど前科二犯を有し且つ重罪犯人なれば前途を悲觀せるものなるべし。

▲殺人未遂被告飯塚浩（二九）は水戸監獄土浦分監に拘禁中精神狀態確定の爲め三月七日東京監獄に移監され東京地方裁判所讀書掛に於て審理中なりしが四月十三日午後一時四十分頃恰も轉房大掃除に當り居房の疊を起さしめたるを奇貨とし疊二枚を裏窓下に處て掛け之を踏臺とし自己使用の木綿十帶を裏窓鐵格子中貫に掛けて頸部に卷付け疊表に足を上らして垂下せるを同四十五分に至り發見し即時應急手當を施せるも其効なかりき平素何等變調を認めず只時々頭痛を訴ふるのみなりしと云へば發作的精神異狀を來せるものならんか。

○被告人の縊死未遂　宮城監獄仙臺分監拘禁殺人事件被告

荻原佐次郎（二四）は殺人事件に依り死刑宣告を受け宮城控訴院に て控訴棄却となり更に上告中なりしが四月十日午前七時廿分頃他の同房被告二名が信書認めの爲め不在なるを奇貨とし自己の兵兒帶を裏窓鐵格子に結付け縊首せるを直に發見し監獄醫其他と共に應急手當を施せるに瞬間にして蘇生せり。

○受刑者變死　三池監獄在監受刑者窃盜懲役十二年石井德太郎は四月廿七日宮ノ原炭坑內に於て馬丁夫就業中午後零時三十分俄然舊坑溜水の個所破壞の爲濁流氾濫危險の狀態に陷りたれば戒護者は就業者全部に應急避難の處置を採らしめたるも不幸本囚は流出せる岩石の爲頭蓋、肋骨背柱等を折られ無慘の死を遂げたり。其際馬三頭の斃れたる外には職員及受刑者には異狀なかりき。



叙任

司法省監獄局長　谷田三郎

支那共和國政府ヨリ贈與シタル二等嘉禾章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許セラル

同上四等嘉禾章

叙正八位　司法省參事官　山岡萬之助

叙正八位　看守長（巢鴨）　戸田善太郎

叙正八位　看守長（安濃津）　小野寺彌七

叙正八位　看守長（安濃津）　柳田英之輔

任監獄醫　宮崎監獄監獄醫　桑原三

十級俸下賜宮崎監獄勤務ヲ命ス

休職ヲ命ス　看守長（秋田）　石川福藏

秋田監獄大曲分監長ヲ命ス　看守長（秋田）　田端喜三郎

叙高等官三等　司法省參事官　山岡萬之助

叙高等官四等　司法省事務官　宮城長五郎

任監獄事務官　典獄（水戸）　辻敏助

叙高等官六等五級俸下賜　典獄（勝所）　椎名通爾

水戸監獄勤務ヲ命ス

五級俸下賜

叙從五位　正六位勳四等（宮城）江澤繕造
叙從五位　正六位勳四等（前橋）渡邊武直
叙從五位　正六位勳五等（奈良）上田定次郎
神戸監獄勤務ヲ命ス　看守長（横濱）平多修司
任看守長　横濱監獄教師　小丸源左工門
給八級俸横濱監獄勤務ヲ命ス　浦和監獄看守　半澤元三郎
任看守長
給十級俸浦和監獄勤務ヲ命ス　巢鴨監獄監醫　岡本英之
任監獄醫
九級俸下賜松山監獄勤務ヲ命ス　教誨師（千葉）三浦精翁
九級俸下賜依願免本官　看守長（名古屋）宮下佰
兼任司法技手
免兼官巢鴨監獄勤務ヲ命ス　看守長兼司法技手（大阪）里誠一
兼任司法屬（監獄局勤務）
任司法屬　看守長（巢鴨）河邊湛然
給七級俸監獄局勤務ヲ命ス　看守長（長野）金澤公炳
甲府監獄勤務ヲ命ス　看守長（長野）韮澤雅雄
長野監獄上田分監長ヲ命ス　看守長（長野）前田政之輔
長野監獄上田分監長ヲ命ス　甲府監獄看守　渡邊清次
任看守長
給十級俸長野監獄勤務ヲ命ス　豐多摩監獄看守　山田榮次郎
任看守長

給十級俸奈良監獄勤務ヲ命ス　看守長（奈良）須藤磯
依願免官
任典獄　典獄補（東京）岡部常
叙高等官七等八級俸下賜雜所監獄勤務ヲ命ス　司法屬齋藤敬二
任典獄補
叙高等官八等七級俸下賜東京監獄勤務ヲ命ス　看守長（宮城）水谷孝三郎
叙勳六等授瑞寶章　典獄（沖繩）中村基吉
叙勳八等授瑞寶章　看守長（岡山）佐藤繁太郎
叙勳八等授瑞寶章　看守長（盛岡）荒川金六
叙勳八等授瑞寶章　元看守長（神戸）勝谷長之助
叙勳八等授瑞寶章　看守長（金澤）山崎千吉
免兼官　看守長兼司法技手（函館）小宅啓三郎
八級俸下賜　教誨師（長野）鵜見崇空
任看守長　宮城監獄看守　阿部年吉
月俸貳拾六圓給與宮城監獄勤務ヲ命ス

會報

○谷田局長山岡參事官學位授與式

前號所報の如く博士會の推薦を受けられたる司法省監獄局長谷田三郎氏竝に司法省參事官山岡萬之助氏に對する法學博士の學位授與式は愈四月二十二日を以て擧行されたり。

○谷田山岡兩氏の祝賀會

東京並に附近の獄務關係者は、今般博士の學位を受領せられたる兩氏の爲めに、客月二十三日東京市中央停車場前なる海上ビルデング內中央亭に於て、盛大なる祝宴を催したり、來會者は松井辻兩事務官を始めとし、北嶋主事局員各監獄典獄以下職員總數七十名と註せらる、尤も初めより汎き範圍に亙らざるを趣旨とし、親近の同勞者のみ恰かも一族緣者の寄合の如く、眞に其慶ひを頒つべき美はしき祝賀會なりき、聽てデザート、コースに入り有馬典獄發起者を代表し、大要左の如き祝賀の辭を述べたり。

夫出度本席上にて發起者を代表し祝辭を呈するは、光榮にてはあれど私の甚だ困却する所、何となれば私の不肖到底會合者の眞摯なる滿腔の歡びと、其祝意のある所を遺憾なく述べ盡すこと覺束なければ也、されど强ひらるるままに僭越にも拘はらず、止むを得ずして起ちし次第なれば、願くば言外に其意を諒せられんことを

我々の尊信する御兩名の學識經驗並に御人格に就ては、世に定論あり今更駄辯を弄するも愚にして却て敬意を失する歟あれば、寧ろ之を避けるを適當とせんも、但我々の上長又は先覺として仰ぎ、常に其高風に親炙する所の者より見れば、學植豐富なる上に現今の我法律制度の爲めには、盡瘁鞅掌其だ鮮からず、其功績も著大にして沒すべからざるものあるは、具眼者の等しく認識する所、故に果して最高學位なる博士號が、眞に其品位と實力とを表彰するものならんには、我が御兩君の如き素より其人ならざるべからず、有體にいへば名譽の學位は疾く既に、御兩君が受領せらるべきものさは何人も期待せし所なりしが、漸く今日其事あるを見るに至りたるは、聊か物足らぬ感なきを

得ざる也、然りと雖ども正理は遂に到り、美花又實を結ばざるべからず、今日は即ち天の理當さに到り我々をして、恰かも豐穰鼓腹の秋に到達したるの思ひあらしむ、而して自今我が上長に二博士を戴くことの、如何に屑巾廣く感ぜしむるものあるかは子供ならざる後輩等と雖ども、僞りなき告白とこそ言ふべけれ、

又た茲に一言の附加を許されたきは、過日谷田博士は座談中に言はれるやう、世間にては博士になる迄は勉強もし努力もするそうなれど一旦志を遂して博士となるや、其を最後に何等の研究もせず讀書も廢して、又た自强の精神なきに至るが通例也とか……辭色兀然意を言外に寓して深く自ら期せられるものの如し、聽者此一言の中に大に諫へられるは勿論、斯界前途の爲めに頗る意を强ふし、歡喜措く能はざらしむるものなくんば非ざる也、惟ふに兩博士は未だ春秋に富み、活躍せらるべき今後の舞臺は頗る廣漠也、今や邦家多事、單に斯界のみと云はず我々は切に我帝國の爲めに大に自重せられんことを望まざる能はず。

私は重ねて此に陳謝す、參會者一同の意中を悉く披瀝して、適當に祝賀の意を表し能はざりしを、請で兩博士の爲めに玆に杯を擧げんと、

會者共に杯を擧げて兩博士の健康を祝し、之に無限の眞情を罩めて歡賀の意を表せしに、谷田博士の之に對する謝辭の大要左の如し。

本夕此の宏壯にして善美を盡したる最新の建物　世界にも類ひ稀なる最新式の建造物に於て、斯くも盛大なる祝宴を開き我々兩名の爲めに、鄭重を盡されたる厚意は謝するに辭なき處也。

此度の學位受領に就き過分なる只今の祝辭は、痛入るの外なく顧みて我々兩名の中心唯だ惶惧たるを覺るのみ、殊に自分は淺學短才にして到底實力の以て今日の名譽を荷ふに足るものに非す、然るに今日ある所以のものは何ぞや。之れ唯だ先輩諸氏の甚大なる援助と、深厚なる同僚各位の同情とに由るものにして、他に何物もある無し、感泣に堪へざる所也、本夕は外ならぬ席上なれば、聊か自分の身上談を述べて、諸君並に先輩に負ふ所の尋常ならざるを明かにせん。

自分は元來學海に貢獻ある者に非す、勿論社會に對し又何等の寄與を爲せし者にも非ざる也、唯だ官海に永く奉職する經歷あるのみにして、是迄も何等顧ゆるなき身を以て、徒らに寵遇を受にするに過ぎず、熟々思ふに今更ながら我身の異數の榮達を遂げ來りしを感謝せざる能はず、之れ皆な先輩同僚の引立に由るものにして、深く肝に銘して忘れざる所也、而して遂に監獄局長の重職に擧げられ、諸君と共に國家保安の要衝に當りつゝ今日の光榮を有する次第也、始め司法省が監獄行政を更始せんとするや、第一必要を感ぜしは其中心人物たるべき適任者なり

き、然るに物色甚だ努めたるも、多くある人材の中にも獨り此適任者を發見することを得ざるの止むなきに至れり、されど自分の如きに、其望を屬せざるを知るが故に、固く之を辭退したるも强ひて勸めらるゝまゝに、遂に之を御受け致し其爲めに歐洲にも留學し、卿か研鑽を積みて歸來、魯鈍を竭しつゝ今日に及べり、而して其間唯だ身に餘る過分の寵遇と、僚友諸氏の懇情とを負ふの外自分として何等の功績を認むるなし、慚愧何ぞ堪へん、然るに寬宏なる諸君友情尚ほ之を宥し、而かも深厚なる同情を寄せてくれて終始其誼を渝へず、益々親愛を加へらるゝのみ、不敏なりと雖ども自分の感何ぞ極まらざるを得んや、

山岡君は外遊研學多年、學は蘊奥を極め既に彼地にて名譽の學位をも受けられ、才氣亦た大に稱すべきものあるは、世間周知の事實にして、自分と同樣に見るべからざるは勿論とす、然れども本夕我等兩名の爲めに斯くも鄭重なる、而して斯くも眞情の罩れる祝宴を開かれたる、此誠意に對しては我等兩名如何なる言葉を以て感謝すべき乎、爲す所を知らず唯だ永く記憶し忘れざるは言ふ迄もなし、願くば自今我身の何時官海を去り又轉職するあるも、今日迄の厚意は忘るゝことなく諸君と共に奮勵努力して、奉公の忱を致さんことは玆に誓て斷言を國躾せざる覺悟也、

とて杯を擧げて來會者の健康を祝せらる一同共に之を受け宴を徹して後ち、別室にて歡談に時を移し散會せり。

○辻事務官岡部典獄送迎會

辻典典獄は監獄事務官に岡部典獄補は典獄に何れも任せられたるに付其榮轉を祝する爲め五月三日午後五時より日比谷公園松本樓に於て送迎會を開く出席者谷田監獄局長始め監獄局職員在京各監獄職員並協會主事等總計五十餘名、席定まるや先づ野口典獄發起人を代表して開會の辭を述べ畢つて辻事務官及岡部典獄の謝辭ありて宴に移り各自十二分の歡を盡し午後八時無事散會せり尚當日は新任水戸典獄椎名通藏氏赴任の途次滯京せしを以て之に參會し一層の盛大を極めたり。

○本會理事及地方部長囑託

新任監獄事務官辻敬助氏に本會理事を新任水戸

監獄典獄推名通藏氏に水戸地方部長を同膳所監獄典獄岡部常氏に膳所地方部長を夫々囑託せり。

○補助金下附

大正八年度より監獄官練習所補助費として政府より金貳萬圓を本會に下附せらるゝ事となり同時に左の命令を交付せられたり。

東京市麹町區西日比谷町一番地
監獄協會

其會ノ經營ニ係ル監獄改良事業殊ニ司獄官養成ノ事業ヲ助成スル爲メ金貳萬圓ヲ其會ニ給與ス右金額ハ左記ノ費途ニ之ヲ充テ其使用ニ十分ノ注意ヲ拂ヒ助成ノ趣旨ヲ貫徹スルニ於テ遺算ナキヲ期スヘシ

一、監獄官練習所ノ施設ヲ完成スルコト
一、刑事學殊ニ監獄學ヲ專修スル者竝ニ特殊ノ監獄事務ニ從事スル者ニ對シ相當ノ奬勵費ヲ給シ專門家ノ養成ヲ圖ルコト

大正八正四月三十日

司法大臣　原　敬

因に本會は右補助金下附の趣旨に基き新に定めたる奬學金支給規程により本月より文學士佐々木英夫外二名に對し奬學金を給與することゝせり。

○贈與金

本會は會則第十一條第一項第二號乃至第五號及同第二項に據り贈與金として看守伊原彌助氏外二十六名に對し金拾五圓以下の金員を贈與し四月十七日附を以て夫々管轄典獄を經由交付したり。



公文

○司法法省會甲第一五四五號

（大正八年四月二十一日附司法省管内各官廳宛司法大臣訓令）

大正七年勅令第八十九號ニ依ル臨時手當給與規程左ノ通改正シ大正八年四月分ヨリ之ヲ適用ス右訓令ス

臨時手當給與規程

第一條　官吏及官吏以下ノ者ニハ本令ノ規定ニ依リ毎月臨時手當ヲ給與ス

第二條　臨時手當ノ金額ハ俸給、給料又ハ囑託手當ノ支給額ヲ基本トシ之ヲ算出ス

第三條　勅任官、奏任官及其ノ待遇ヲ受クル者ニ給與スル臨時手當ノ割合ハ左ノ各號ニ依ル

一、俸給年額六千五百圓ヲ超ユル者ニハ年額五百圓但シ俸給ト合シテ年額七千五百圓ヲ超ユルヲ得ス

二、俸給年額五千圓ヲ超ユルモ六千五百圓ヲ超エサル者ニハ年額千五百圓但シ俸給ト合シテ年額七千圓ヲ超ユルヲ得ス

三、俸給年額三千圓ヲ超ユルモ五千圓ヲ超エサル者ニハ三割但シ臨時手當ノ年額ハ千二百圓ヲ下ラス

四、俸給年額二千圓ヲ超ユルモ三千圓ヲ超エサル者ニハ四割但シ臨時手當ノ年額ハ千圓ヲ下ラス

五、俸給年額二千圓以下ノ者ニハ五割

第四條　判任官、判任官ノ待遇ヲ受クル者囑託員屬員、及傭人ニ給與スル臨時手當ノ割合ハ毎月支給スル俸給、給料、囑託手當ノ五割トス

第五條　病氣缺勤、私事故障又ハ休職者等俸給全額ヲ支給セサル者ニ在リテハ其ノ臨時手當ノ割合ハ本俸額ニ依リテ之ヲ定ム

第六條　恩給額算定ノ基礎トナルヘキ加俸ノ給與ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ臨時手當ノ割合ハ本俸ニ加俸ヲ加算シテ之ヲ定ム

第七條　左ニ揭クル者ニハ臨時手當ヲ給與セス

一、俸給年額七千五百圓ヲ超ユル者

二、明治二十三年勅令第二百五十四號又ハ大正二年法律第七號ノ規定ニ依リ休職ヲ命セラレタル者

三、前號以外休職ヲ命セラレタルモノヽ中特ニ臨時手當給與ノ要ナキ者

四、定額ヲ支給セス又ハ他ニ官職ヲ有スル囑託員

五、臨時傭人

第八條　臨時手當ニ過渡アルコトヲ發見シタルトキハ翌月分ニ於テ差引整理スルコトヲ得但シ會計年度ヲ異ニスル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條　臨時手當ハ俸給、給料、囑託手當支給當日ニ之ヲ給與ス

第十條　前各條ノ外臨時手當ノ給與ニ關シテハ俸給、給料、嘱託手當支給ノ例ニ依ル

附　則

大正八年四月分ニ屬スル臨時手當ハ第九條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

○司法省會甲第一七〇三號

（大正八年四月三十日附司法省管内各官廳宛司法大臣訓令）

大正七年勅令第二百八十五號ニ依リ内地ヲ旅行スル者ニ增給スル旅費ハ自今其ノ定額ニ對スル五割トシ大正八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

附　則

本令適用ノ日以前赴任ノ爲出發シ本令適用ノ日以後著任シタル者ニ對シテハ本令ニ依リ移轉料ヲ增給ス

右訓令ス



大場法學博士校閲　根本顯太郎著

指紋法解說

菊判百五十八頁
挿畫百九十五個
實費金三十五錢
郵稅金六錢

（改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付）

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衛述

貧民制度幷ニ救濟事業

菊判百三十五頁
實費
郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル場合ノ注意

口座番號　東京貳五〇五九番

加入者氏名　監獄協會

大正八年五月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　村越富藏

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區四日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第參拾貳卷第四號（大正八年五月二十日發行每月一回二十日發行）